

令和2年第2回久万高原町議会定例会

令和2年3月16日

○議事日程

令和2年3月16日 午前10時14分開議

- 日程第1 報告第2号 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について
- 日程第2 報告第3号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 日程第3 議案第4号 上浮穴高等学校学生寮設置条例の制定について
- 日程第4 議案第6号 久万高原町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第8号 久万高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第9号 久万高原町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例及び久万高原町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第10号 久万高原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第12号 久万高原町直瀬ふもと友愛館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第13号 久万高原町直売所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第14号 久万高原町国民宿舎古岩屋荘条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第15号 久万高原町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第16号 令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第17号 令和元年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第18号 令和元年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補

正予算（第2号）

- 日程第15 議案第19号 令和元年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補
正予算（第1号）
- 日程第16 議案第20号 令和元年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第17 議案第21号 令和元年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第18 議案第22号 令和元年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第19 議案第23号 令和元年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第20 議案第24号 令和元年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第21 議案第25号 令和元年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第22 議案第26号 令和元年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第27号 令和元年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算
（第1号）
- 日程第24 議案第28号 令和2年度久万高原町一般会計予算
- 日程第25 議案第29号 令和2年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第30号 令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予
算
- 日程第27 議案第31号 令和2年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予
算
- 日程第28 議案第32号 令和2年度久万高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第33号 令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第30 議案第34号 令和2年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第31 議案第35号 令和2年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第36号 令和2年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第33 議案第37号 令和2年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算

- 日程第34 議案第38号 令和2年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 日程第35 議案第39号 令和2年度久万高原町立病院事業会計予算
- 日程第36 議案第40号 令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算
- 日程第37 議案第41号 令和2年度久万高原町簡易水道事業会計予算
- 日程第38 議案第42号 農村集落古味多目的施設の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第43号 久万高原町おもごふるさと市場・久万高原町面河特産品開発センターの指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第44号 町道路線の認定について
- 日程第41 議案第45号 町道路線の変更について

○追加議事日程

- 追加日程第1 報告第4号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 追加日程第2 議案第46号 久万町・面河村・美川村・柳谷村新町建設計画の変更について
- 追加日程第3 議案第47号 久万高原町千本高原キャンプ場の指定管理者の指定について
- 追加日程第4 議案第48号 久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域情報提供室・体験展示研修室の指定管理者の指定について
- 追加日程第5 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第6 議案第50号 工事変更請負契約の締結について
- 追加日程第7 発議第1号 「労働者協同組合法」の早期制定を求める意見書について
- 追加日程第8 総務文教厚生・産業建設常任委員会所管事務調査報告
- 追加日程第9 ICTでまちづくり特別委員会視察研修報告

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（12名）

1番	高橋末廣	2番	岡部史夫
3番	天野辰晴	4番	田村昭子
5番	川崎勝弘	6番	熊代祐己
7番	玉井春鬼	8番	瀧野志
9番	大原貴明	10番	中野克仁
11番		12番	中川武志
13番	日野明勅		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	高山稔明
教育長	小野敏信	総務課長	佐藤理昭
総務課総合戦略監兼 情報政策推進室長	田村裕子	保健福祉課長	西森建次
建設課長	猪上浩明	環境整備課長	釣井好春
林業戦略課長	菅隆則	住民課長	林克也
ふるさと創生課長	木下勝也	農業戦略課長	篠崎慶太
会計管理者	中川茂俊	病院事業等統括事務長	渡部定明
教育委員会事務局長	辻本元一	消防本部消防長	高野貢
代表監査委員	菅洋志		

○議会事務局

事務局長 山下元司

事務局 (朝 礼)

議長 本日の出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前10時14分)

議長 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 日程第1、報告第2号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」を議題とします。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長 総務文教厚生常任委員会に付託された以下議案について、3月9日に委員会を開催して審議した審査概要を報告します。

報告第2号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」。

総務文教厚生常任委員会に付託された本議案について、3月9日に委員会を開催して審議した、審査概要を報告する。

南松山病院駐車場にて、車両後退の際、支柱と車両を損傷させ、町が損害賠償金を支払うものについての専決処分である。

審議では、事故は軽微であるが、安全運転に対する教育を全体的に徹底すべきとの指摘があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定しました。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
熊代委員長、お引き取りください。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は承認です。
報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
したがって、報告第2号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」は、委員長の報告のとおり承認いたしました。

議長

日程第2、報告第3号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を議題といたします。
本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託された案件につきまして、審査を行いました。その結果について、状況報告をいたします。

まず、審議に入る前に、ふるさと創生課長から、さきの本会議における中野議員の質疑に関して説明したい旨の申し出があり、これを許可いたしました。

中野議員からの新年度予算案における町観光振興アドバイザー等業務委託事業を、実施に係る費用対効果の質問に対して、経営戦略アドバイザーの指導によって、売上額増を初め、3館の年間入館者数を増やすなどの目標を掲げて、事業とする旨の説明があり、目標は達成可能なのかという質疑に対し、達成に応じて、勤務に見合う成功報酬的な契約で清算をしていくとの説明がありまし

た。

続いて、付託を受けた議案について、報告をいたします。

報告第3号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」

平成30年度災害林道復旧事業、林道向山線被害復旧工事の変更契約についての専決処分であります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引き取りください。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は承認です。

報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、報告第3号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」は、委員長の報告のとおり承認しました。

議 長

お諮りします。

日程第4、議案第6号から、日程第11、議案第15号までの条例の制定についてに関する8件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第15号までの条例の制定に関する8件は、一括議題にすることに決定しました。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

議案第4号「上浮穴高等学校学生寮設置条例の制定について」

県立上浮穴高等学校の生徒で通学に困難が生じると認められる生徒等が入居することのできる町営学生寮の設置に関する条例を新たに制定するものである。

審議では、この条例にはない詳細な点、運営に関することは訂正されていないが、どうするのかとの質疑に、運営委員会で協議し、規則で定めることとしているとの答弁があったが、時間もないし、しっかりと間に合うように整理するよう、指摘があった。

また、上浮穴高校自体において、特別支援学級の制度などを考慮したりして、特色のある学校を目指さないと、定員割れすることが懸念されるとの指摘に、寮設置を契機として、あらゆる手だてを講じていくとの答弁があった。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号「久万高原町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

本条例は、上位法の改正の一部を改正する施行に伴い、引用する法律の題名改称及び、条ずれの対応をするものである。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号「久万高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本条例は、人事院及び県人事院会等の勧告により、給与改定を行うため、久万高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

ものである。

審議では、会計年度任用職員の採用に関して、現在の臨時職員が移行した場合のみの答弁に、新たな制度としては、疑義が生じるとの質疑に、臨時職員から移行した場合には、影響がないようにとし、公募をした上で、公平性を考慮した採用とするものと、答弁があった。

また、給与の決定についても、国連で決議されたSDGsについて尊重し、町内の民間との格差も十分に意識し、進めていくとの答弁があった。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号「久万高原町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例及び久万高原町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本条例は、人事院勧告に基づき、条例の一部を改正するものである。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号「久万高原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本条例は、人事院勧告に基づき、条例の一部を改正するものである。

審議では、町外から通勤している職員に対しての各種手当の問題、人口にかかわる財政的な問題があることの指摘があり、居住地が町内と町外の職員の公平性も保たれないのでは、との指摘について、現状はそのとおりであるが、このことについては、地方公務員として一番大事な部分を職員全員に意識してもらい、検討していきたいとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長 委員長報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

議 長

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

議案第12号「久万高原町直瀬ふもと友愛館条例の一部を改正する条例の制定について」

久万高原町直瀬ふもと友愛館の維持管理に係る燃料費等が高騰し、施設運営が厳しさを増していることから、経営の健全化を目的として、条例に規定する料金を改定するため、久万高原町直瀬ふもと友愛館条例の一部を改正するものである。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号「久万高原町直売所条例の一部を改正する条例の制定について」

久万高原町農村活性センターみかわ、道の駅みかわの改修等に合わせ、美川ふるさと市で実施している農産物、特産物等の販売を、農村活性センターみかわに統合するため、久万高原町直売所条例の一部を改正するものである。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号「久万高原町国民宿舎古岩屋荘条例の一部を改正する条例の制定について」

久万高原町国民宿舎古岩屋荘の公衆浴場の維持管理に係る燃料費、人件費等が高騰し、施設運営が厳しさを増していることから、経営の健全化を目的として、条例に規定する料金を改定するため、久万高原町国民宿舎古岩屋荘条例の一部を改正するものである。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号「久万高原町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、

久万高原町営住宅条例の一部を改正するものである。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引き取りください。
各委員長の報告が終わりました。
これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。
まず、議案第4号「上浮穴高等学校学生寮設置条例の制定について」、質疑
を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第4号「上浮穴高等学校学生寮設置条例の制定について」
は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第6号「久万高原町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正
する条例の制定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第6号「久万高原町固定資産評価審査委員会条例の一部を
改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議 長 続いて、議案第8号「久万高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「久万高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第9号「久万高原町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例及び久万高原町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第9号「久万高原町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例及び久万高原町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第10号「久万高原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第10号「久万高原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第12号「久万高原町直瀬ふもと友愛館条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「久万高原町直瀬ふもと友愛館条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第13号「久万高原町直売所条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第13号「久万高原町直売所条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 続いて、議案第14号「久万高原町国民宿舎古岩屋荘条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第14号「久万高原町国民宿舎古岩屋荘条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第15号「久万高原町営住宅条例の一部を改正する条例の制定

について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号「久万高原町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第12、議案第16号から日程第23、議案第27号までの令和元年度補正予算に関する12件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、令和元年度補正予算に関する12件は、一括議題にすることに決定しました。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

議案第16号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算(第5号)」

予算の補正額は、歳入歳出ともに4億3,229万5,000円が減額され、総額は95億5,698万5,000円となっています。

一般会計の歳入の主な大きなものは、分担金及び負担金で、一般廃棄物処理施設の撤去に関する内子町負担金692万2,000円の減額。

国庫支出金では、循環型社会形成推進交付金1,870万円の減額。

県支出金では、新規就農総合支援事業補助金259万1,000円減額。農村環境保全向上活動支援事業補助金193万7,000円。農村地域防災・減災事業補助金120万円を、それぞれ減額。

財産収入で、財政調整基金預金利子103万8,000円の減額。

繰入金では、分譲宅地造成事業特別会計繰入金1,124万8,000円の増額。財政調整基金繰入金6,576万2,000円の減額。防災減債基金繰入金9,977万1,000円の減額。環境保全基金繰入金3,010万6,000円の減額。

町債では、合計1億9,630万円の減額などとなっています。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費では、財政調整基金積立金1,021万円の増額。地域おこし協力隊の報酬等、1,349万6,000円の減額。移住促進にかかわる住環境整備支援事業補助金600万円の減額。

消防費では、防災情報伝達システム整備にかかわる工事費関係で、2億5,804万円の減額。

教育費では、史跡等総合活用整備事業にかかわる費用836万円の減額。

審議では、地域おこし協力隊の経費の減額が多いが、募集と採用との状況は、との質疑に、当初15名の募集に対し、9名の採用になったことによる減額で

あるとの答弁がありました。

消防団の備品購入費減額に対し、要望には対応しているのかとの質疑に、予算の許される限り、実情を精査し、対応していくとの答弁があった。

図書館の休館については、町民が利用しやすい、弾力的な運用をしてはとの指摘があり、休館は規則に定めてはいるが、来年度からは、町民の長期休暇を考慮した体制を検討するとの答弁があった。

今回のコロナウイルス対策が長期化することも考えられ、学校の対応も含め、町の対策本部として、我が町全体で対応すべきとの指摘に、子供たち、住民に医療関係を含め、大きな影響が出ないように、対策本部を中心に対応していくとのことであった。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号「令和元年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」

予算の補正額は、歳入歳出それぞれ263万1,000円が増額され、総額は13億4,380万2,000円となっている。

歳入の主なものは、特別調整交付金分、市町村分、258万8,000円の増額。

歳出の主なものは、療養給付費等負担金等の償還金161万2,000円を計上。

国民健康保険診療所事業特別会計繰出金及び病院事業会計繰出金258万8,000円の増額である。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号「令和元年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）」

予算の補正額は、歳入歳出からそれぞれ736万円が減額され、総額は7,123万2,000円となっています。

歳入の主なものは、診療所の外来収入538万円の減額。他会計繰入金671万2,000円の減額。

また、歳出の主なものは、医療材料費670万円の減額となっています。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号「令和元年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」

予算の補正額は、歳入歳出それぞれ487万3,000円が増額され、総額は1億5,287万3,000円となっています。

歳入の主なものは、医療保険料487万3,000円の増。

歳出の主なものは、広域連合への負担金487万3,000円を増額です。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号「令和元年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

予算の補正額は、歳入歳出それぞれ691万8,000円が増額され、総額は18億2,056万3,000円となっています。

歳入の主なものは、介護給付費国庫負担金260万円の増額。支払基金交付金270万円の増額。県負担金額155万円の増額。財政調整基金交付金130万円が、主に増額。

歳出の主なものは、施設介護サービス給付費700万円の増額。地域密着型介護サービス給付費を250万円増額するものであります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号「令和元年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）」

歳入歳出それぞれの総額は、補正前と同額の3,536万5,000円となります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金30万円の減額。介護サービス事業債40万円の減額。

歳出の主なものは、訪問看護、看護療養費収入70万円の増額であります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号「令和元年度久万高原町立病院事業特別会計補正予算（第3号）」

収益的収入及び支出の予算補正額は、収入及び支出の予定額をそれぞれ1,143万7,000円増額補正し、累計9億6,349万7,000円となっています。

収入の主なものは、医業収益を1,024万2,000円の増額、医業外収益を119万5,000円の増額。

支出の主なものは、医業費用を643万7,000円増額、医業外費を500万円増額するものであります。

また、資本的収入及び支出の予算補正額は、収入の予定額を990万円、支出予定額を200万円減額補正し、収入累計が7,876万2,000円、支出累計が1億945万6,000円となり、損益勘定留保資金補填額790万円の増額補正で、累計額が3,069万4,000円となっています。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号「令和元年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」

資本的収入予定額を40万円減額補正し、収入累計額が2,915万2,000円となり、損益勘定留保資金補正額40万円の増額補正で、累計額が1,392万8,000円となっています。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

議案第16号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第5号）」に係る産業建設常任委員会に付託された関係について、説明を申し上げます。

歳入の補正予算については、総務文教厚生常任委員会で報告があったので、省略をいたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、衛生費でゴミ焼却施設解体撤去工事費 5,575万9,000円の減額、農林水産業費では、繁殖雌牛購入費 415万2,000円の減額。未登記林道測量委託料 746万9,000円の減額。

商工費では、道の駅みかわ舗裝修繕工事費 400万円の計上。

土木費では、急傾斜地崩壊対策事業負担金 431万1,000円の増額。災害復旧費として、農業では、354万円の減額であります。

質疑として、農業公園研修を受けて卒業された方は、何人、地元で活躍しているのかとの質疑に、研修を受けられた方は49名いらっしゃる。うち就農者が23名であり、10年以上就農している方は9名で、研修生の半分くらいは就農している状況である。

また、次世代人材投資資金の利用状況は、20名の方が受給されており、うちIターンが11名、Uターンが8名であるとの答弁がありました。

林業成長産業化事業における商社化に向けた推進状況についての質疑に、商社化に向けた取り組みにおいては、原木価格やコストを含めた流通改革が必要であり、今後、中予流域林業活性化センター等において話を進めていくとの答弁がありました。

災害復旧においては、29年災害以降、大日林道では、農業者や林業関係者が現在も車の通行ができない状況で困っているが、対応できないのかとの質疑に、災害査定の日程が決まっていないが、早急に、再度、現地調査、確認して、可能な対応を検討するとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号「令和元年度久万高原町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」

予算の補正額は、歳入歳出それぞれ250万を減額され、累計総額は1億7,948万5,000円となっている。

歳入の主な内容は、一般会計繰入金 317万円の減額、歳出の主な内容は、終末処理場管理委託料 250万円の減額であります。地域の高齢化等によって、施設に流入する汚水量も随分減ってきていると考えるが、施設の管理運営上、

支障はないのか。及び、一般会計からの繰入金ができなくなれば、料金アップとなる心配があるが、との質疑に、施設利用者処理水量が減少しつつあることから、施設の維持管理、長寿命化等の整備計画を進めていくが、料金の改定については、慎重に対応していくとの答弁があった。

また、財政担当から、現在のような人口減少を想定していなかったことから、今後、農業集落排水事業のあり方については、町のインフラ、道路施設も含めて、トータルで将来への対応を検討していくことが必要であるとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号「令和元年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」

予算の補正額は、歳入歳出それぞれ100万円が増額され、累計総額は2億4,525万8,000円となっています。

歳入の主な内容は、一般会計繰入金562万6,000円の減額、公共下水道事業分担金74万9,000円、及び前年度繰越金587万7,000円の増額であります。

歳出の主な内容は、施設等の修繕費100万円の増額であります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号「令和元年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）」

歳入歳出の総額は、補正前と同額の累計4,089万2,000円でありません。

歳入の主な内容は、一般会計繰入金162万5,000円の減額、前年度繰越金162万5,000円の増額であります。

審議にした結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号「令和元年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）」

予算の補正額は、歳入歳出それぞれ1,077万8,000円が増額され、累計総額は1,558万1,000円となっています。

歳入の主な内容は、土地売払収入789万7,000円の増額、及び前年度

繰越金288万1,000円を計上するものであります。

歳出の主な内容は、分譲宅地の販売促進費用47万円の減額、一般会計繰出金1,124万8,000円の増額であります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員

委員長の報告の中で、農業集落排水事業のあたりで、人口減少を見越してなかったというふうな答弁があったというふうに報告がありましたが、人口減少については、何年も前から国のほうの人口ビジョンでも、我が町はかなり減っていくというふうな報告を受けておったわけですが、それにもかかわらず、何もその辺については考えずに、事業を進めておったのかどうかというふうなことについては、委員会では追及はされませんでしたか。

議 長

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

今の中野議員の質問にお答えをいたします。

最後に申し上げた財政担当課からの答弁でございますけれども、やはりどの事業におきましても、当初はそういった過去の人口統計、あるいは将来の予測、そういったものを踏まえてやっておったと。

しかしながら、現状においては、当初予想していなかったような現象の中にあって、しかし今後においては、それらを踏まえて、トータルで農業集落排水事業については、どういうふうに対応すべきかということも、財政的な面で検討しなければならないと、そういうふうな御答弁があったことを報告申し上げたところでございます。

議長 中野議員、よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
岡部委員長、お引き取りください。
各委員長の報告は終わりました。
これより、質疑、討論、採決について、1件ずつ行います。
ここで10分間休憩いたします。 (午前11時00分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前11時12分)

議長 まず、議案第16号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算(第5号)」
について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の新型コロナウイルス対応で、改めて住民の安全・安心に向き合う温度差と、市町における独自の判断の難しさを実感したのが、今回のケースでございます。

今回の対応で、町の、当初9日から休校決定と、こういった理由でございますけれども、その理由については、県内で発症していないという説明がございましたが、こういった判断は、危険を過小評価したバイアスが働いていたのではないのでしょうか。

こういった判断に至ったところを、ぜひお聞きしたいと思います。災害対策

本部関係の長である町長の答弁を求めたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 コロナウイルスにつきましては、非常に、相変わらず落ちついたところには全く行ってない。むしろ、世界的には、イタリアを中心として、大変大きな、大変な状況になっているところ、御承知のとおりでございます。

今の御質問につきましては、当初の私どもの対応ということになるんであります。災害対策本部は、直ちに発症が、中国からの感染者が広がり、日本にも入ってきているという段階で、設定をいたしまして、今後の対応等々については、お互いにそれぞれ関係機関、支所も合わせて全町幹部職員を招集をして、開催をしたところでございます。

その中で、それぞれの意見を述べながら、今後の対応について検討をした中で、今の9日からというようなところに至ったところにつきましては、まだ情報が十分でなかったところもでございます。また、子供たちの健全育成、また学業の充実、そのあたりのところがございましたので、それを勘案しながら、町のついては、9日からというような、当初予定をされたところでございますし、県教委のほうからも、その判断については、市町に任せるというようなところもございましたし、それにつきましては、報告もしたところでございます。

しかし、議会のほうからも指摘もございましたし、またそれ以降、とどまるところを知らない、感染が広がっているという状況を受けまして、直ちに次回の、2回目の対策本部を開き、当初9日からという、実質には7日からでございましたけれども、金曜日でございますから、それはもう少し早めろということで、急遽、会議の中で、県に先んじて3日から休校とする旨を徹底をして、3日からそれぞれ、幼・小・中、休校というふうな措置をしたところでございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員

危険に対する過小評価のバイアスが働いていたんじゃないかなというふうに感じてなりません。

議会に対しての速やかな協議と言いましょか、本当に横の連携がとれていなかったということも事実でございます。その議会とともに協議をした話の中で、町長のほうから、緊急事態であるといったようなことで、当然、予算に関することについても、そういうところの言及はございました。

全体的に、皆さん御存じのように、経済が縮小傾向にございます。町内におきましても、そこそこ道の駅を初めとして、いろんなところで、農業関係者も含めて、影響が出始めているんじゃないかなというふうに考えております。

国、県もさまざまな対応を検討されておりますけれども、町は予算措置のお話が全く聞こえてきません。そういった緊急に対する、特に予算対応についてのことについては、どのようにお考えになっているのか、方向性も含めてお聞きしたいと思います。

議長

(河野町長を指名)

町長

御指摘のところについては、議員と同じような緊張感を持って対応しているつもりでございます。

先週も、ふるさと創生課長を頭として、商工関連業者さん、それから金融機関の方にもお出ましをいただいて、新聞報道にも出されたようなところございます。

先週の段階で、1, 500万以上の売上減、そういったものが報告をされているところでございます。それから日にちもたっておりますから、またこれにつきましては、急いでその後の状況というのを見極める必要があると思うところでございます。

大変大きな社会問題になっているところでございまして、今、国のほうでは、これに対する財政的な支援というのが、御案内のように打ち出されているところでもございます。

当町におきましても、今、申し上げましたような現況にございますから、今後、国、県のほうからの通達もあろうと思っておりますし、またそのあたりは

しっかりと連携をとりながら、対応策を進めてまいりたいと思いますし、また、一方で、町独自の支援策については、どういうものができるか、これにつきましても、早急に協議をして、対応していきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議 長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 先般、岡部議員の質疑の関連であります。愛媛新聞にも掲載をされましたが、あれはどういう関係の皆さんに対して調査をされて、新聞に載せられたのですか。

ああいうことで、金額も出たりしたということは、対策もきっちり立てられておる。

町長が今、発言されましたように、これは世界的な、大変な問題だと、私も思います。久万町内の小商売人は、少しの金でも大変なことになる。これは、御案内のとおりであろうかと思いますが、そのあたりがわかっただいておったら、1週間、2週間、1カ月という期間、大変な期間でありますから、何らかの対策が、そこには盛り込まれて、それで新聞発表がされたというのは、当然のことやと思うんですね。

何ら具体的なこともない、その辺については、どうなんですか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 これにつきましては、手をこまねいているつもりはありませんでしたし、そのあたり、私も敏感に感じておりました。

その中で、たちまち、まずは商工会関係の人たちが、一番、不安感、それから実際に売り上げも少なくなっているところございまして、危機感も感じておられる。

そういう中で、今、申し上げましたように、担当課長を中心として、招集をさせていただいて、現状をまずは確認をして、それをもとに、今後、今、申し上げましたようなところで、国、県と連携をしながら、また町として、どういう対応ができるか、そのあたりを協議をして、決定をひく必要があるという中で、その会をもたれたものと思っております。

今、岡部議員の質問にもお答えいたしましたように、今後について、刻々と状況が鮮明になってきておろうと思っておりますから、そのあたり、十分に認識しながら、今後、繰り返しになりますけれども、町として、どういう対応ができるか。また、やらないといけないのか、そのあたり、急いで協議をしてまいりたいと思っております。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 テレビあたりでも、30%、40%の売上げが落ち込んでおる。例えば、100%で2割ぐらいの利益が出るのか。40%、30%と言いますと、大変なことだと思っております。

これが、いつまで続くか。これによって、本当に民間企業は倒産の憂き目にあう、それぐらい厳しいものやと思うんですね。

だから、実態調査が、私はできてないんじゃないかなと思うんで、その辺については、どういうふうな調査をしたのか、お聞かせいただいたらと思っております。

議長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 瀧野議員の質問にお答えいたします。

今回、新聞に報道されておりましたように、3月13日に金融機関、それから商工会の方々がお集まりいただきまして、状況調査、それから対応についての十分な内容の把握と、それから意識統一等を目的といたしまして、開会をさせていただきまして、今回の調査についても、内容についても、発表をさせていただきました。

今回、町内の重立った事業者さん12件について、調査をさせていただきます

した。これについては、町のほうで独自に抽出をさせていただきまして、調査についての御協力いただけるところに、それぞれお願いをさせていただいたものです。

ですから、町内全てのものを網羅したわけではございませんので、損害については、一部のほうになるかというふうに考えております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 国においても、今回のコロナウイルスに対する考え方、これはかなり厳しい考え方をもって、事業者あたりの救済について、報道されておると思うんですね。

内容を見てみて、金融機関、商工会、実際に事業のことがわかっておいでの方がコメントをされたのかどうか、大変なことやと思う、本当は。これいつまで続くかわかりませんが、このままでいくと、もしかしたら1件もなくなるかもわかりません。

もうちょっとそこら辺についてはしっかりした調査をしてもろて、対策も、例えば何日ぐらいやったらこれぐらい、1カ月やったらこれぐらい、具体的にやるべきやないんかな。

子供だましみたいなことで、やめるようなことやったら、対策にも何もならないと思うのね。一寸先は闇です、商売しよる人は。そこら辺に対する考え方、町としてやってないんやないかと思うんですが、どうなんですかね。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 今回の御意見、十分に胸におきながら、先ほど申し上げましたように、国、それから県、そのあたりと、急いで今後の対応策については、協議をしたいと思えます。

それから、繰り返しになりますけれども、町として、独自に、どういった対策がとれるか、そのあたりは今、申し上げましたように、しっかりとした対応策を検討してまいりたいと思えます。

議長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 普段から、今回も100%できていないというわけではないので、本当に町民の皆さんが困ったときは、行政はそれなりの援助をせないかんと思っていますね。

例えば、今年の自主財源、町税から始まって、固定資産税、軽四税、そこら辺全部入れても8億そこそこしかない。こういったときこそ、そういったことに力を入れんと、ここへきて、本当、住んでくれる人はおらんようになるんじゃないかなと。ここら辺、もうちょっと一生懸命取り組んでもらいたいと思いますが。後から、しもたなと言うたんでは、取り返しがつかんです。やはり危機管理、前回の議会と話したときも、コロナウイルスについて言いましたが、やはり専門的なところ、コロナウイルスにしても、保健センターの取り組みが見えんですね、ぜんぜん。だから、それぞれの専門の立場で、こういったことについても、取り組んでいかんと。普段からそういう訓練なり、考え方ができてないから、いざというとき、しっかりした答えがすぐ出てこんのじゃないかなと思っていますね。

総務課長、それどんな。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

町の対策本部で、全課長が集まっての協議というところで、まず保健センターにつきましては、今回のコロナウイルスで一番心配するところは、高齢者でありますとか、それから疾患をお持ちの方、こういった方の対策というところが、国を見ていまして非常に大事になってくるというところで、これにつきましては、保健センターのほうが窓口になって、電話対応とか、そういったと

ころは細かく対応はさせていただいているところでございます。

あと、例えば社会福祉協議会の人工透析の方の送迎につきましても、社会福祉協議会と、そのあたりの連携をとってやらせていただいております。

それから、もう1点、やはり気になるのは、町立病院に患者さんが見えられたときの対応というところも、これも町立病院のほうでは、まず受付をインターホンで行ったりとか、それから会議室を活用しての一部隔離をするとか、そういったところを具体的に準備はしております。

それから、あと、これは町内全ての医療機関に対しまして、一番心配するところは、風邪の症状と、今回、非常に似ておりますので、患者さんが風邪の症状だということで病院に直接お越しいただくというのは、非常にリスクが大きいというところで、これについても、防災行政無線で住民の方にお知らせを、周知をしてございます。

そういったところで、非常に細かいところ、まだまだ不十分だとは思いますが、しっかりそこは検討をして、小さなところから、しっかり寄り添っていきたいというふうに思っております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 患者が出て、2週間ほどで病院を再開されたところもあったり、県もあったり、やはり初期、初動というか、そこが一番、危機管理に対する、一番大切なところかなと思うんですね。

これは、議会との話の中でも、いろいろけんけんごうごうといろいろな意見交換がありましたが、やっぱりできてないというのは、私は事実と。

本当に震度7の地震が起きたとき、どうなるんだ。はっきり言って、今回なんかは、ええ練習台かもわからんと思うんですが、本気で取り組まないと、これはいかんと思います。

これは全職員挙げて、この危機管理については取り組む姿勢をちゃんと持ってないと、本当にいざというとき、大変やと思います。

この件について、今後、庁舎挙げて取り組むべきだと思いますが。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

南海トラフ地震とか、そういったところでは、BCPということで、業務継続計画のような策定はいたしておりますけれども、今回のようなケースというのは、本当に経験が十分ではなかったというところは、否めないところだというふうに思います。

今後の対応も大事ですけれども、しっかりとこれまでの我々の足取りも検証していくというところが大事だというふうに思います。

この経験をしっかりとした形で、業務の継続につなげるような形でしていくというのが1点と、あとは全職員が情報を共有するというのが大事になってまいりますので、その点については、町にありますLGWAN系の情報系のパソコンで職員に伝えるとか、いうところに対応していきたいというふうに思います。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 今回のコロナ対策の経済関係の対策について、私もお聞きしたいことがございます。

先般の新聞で、私も見ましたけれども、その中で、どなたが発言をされたかわからないのですが、今、町内で資金繰りに困っているような業者はいないというような発言が書かれておりました。

商売人、資金繰りに困るのは、今は困っておりません。恐らく、今後、月末、25日であったりとか、月初であったりとか、支払いの繰り期間の日がございますので、そこを過ぎてから資金繰りに、実際にショートするところが出てくると思います。

今、商工会等の人を集めて、対策を検討されたというような話をされました

けれども、ちょっとろ覚えの数字ですが、先の経済センサスでは、町内の業者が500ちょっと、そのうち商工会の会員事業所は300程度だと思いますので、商工会に加入していない事業者も、多数この町にはおります。ということで、町がどうしていくかというのは、本当にここ1週間、10日、2週間で何かしら対策も出していかなければならないでしょうし、国の施策、経済対策もいろいろ考えられとるんでしょうけれども、そこをどういうふうに相談していったかわからないという業者もたくさんいらっしゃると思いますので、役場、特に産業担当課のところには、そういったところがしっかりとわかる専門の職員さん、勉強された方をおいて、そういう窓口をすぐにおいて、対策に出ただけかないと、瀧野議員がおっしゃったとおり、それから岡部議員がおっしゃったように、大変なことになると思います。

これは、窓口を、そういったものを設置されるお考えがございますかどうか、お聞きをいたします。

議長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 大原議員の質問にお答えいたします。

先般行いました会合の中で、資金繰りのお話が、先ほど言われたと思うんですけども、お話の中で、協議の中で出しましたのは、融資の関係について、それぞれ各金融機関にお尋ねするときに、実際、具体的に、今のところ融資のお話は出てないということがあったことを、こういうふうに記事になったものだというふうに思っております。

また、窓口対応につきましてでございますけれども、それぞれ国、県等につきましても、窓口それぞれ設置されております。関係の政策金融公庫ですとか、あるいは商工会の連合会等、それぞれ専門の部署を、相談窓口を置いております。

言われましたように、本当に商工関係に詳しい担当を置いてということは、なかなか現実的には難しいところもありますけれども、私ども、それぞれ第一線に立って、皆様方の御相談に乗って、最適な御対応ができるような、紹介ですとか、御説明とかできるような窓口については、置きたいというふうに考え

ております。

また、現在も商工担当おりますので、それぞれいろんな情報を把握して、いろんな御回答にも努めていきたいというふうに考えております。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 窓口を置くということであれば、早速にでもホームページ等に記載をするなりして、しっかりと町民の皆さんが相談できるように、本当に一日も早くやっていただく必要がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 今、御意見いただきましたこと、本当に受けとめまして、窓口対応ですとか、務めたいと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今、大原議員の質疑ですが、いうように、平常時から何とかせえという話ではないので、これは危機管理の問題で、はっきり言って、今の、これからこのコロナウイルスがいつまで続くかわからんけど、ずっと続いたら大変なことやと思うんですね。

だから、久万高原町の、例えば総合防災会議で、例えば学校も通常どおり始めるよ、いろんな会合も構わんよと、いずれの時期に、そういうこともあるかもわからん。ほやけど、危機対策の会議としたら、この2週間なり1カ月なり、これを何とかせないかん。その間、資金が足らんようになるかならんか、これはそのときそのときに出てくる問題で、新聞には、今のところじゃのいうて、書く必要はなかったということやな。

だから、そんな問題は、別のところで議論されて、公表されるべき問題でもない。そういうことについて、町民の皆さんが、言葉として出んことについて、出せれんことについても、協議して、対応してあげるところがないと、プライドの高い人やったら、お金借りたかって、要りませんって言うかもわからん。

それでは、本当の意味での危機対策にはならんと、私は思います。その点について、あったらしゃべって。

議 長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 瀧野議員の御質問にお答えします。

金融機関の皆様方にも、もし相談があったときには、適切に、丁寧に対応していただくように御依頼もいたしております。

それぞれ、大原議員の質問にもありましたように、複雑な制度ですとか、融資等ございますので、その辺についても、ちゃんと説明できるように努めてまいりたいというふうに思います。

なお、町のホームページのほうにも、それぞれ窓口等も掲載、また融資制度についても掲載はいたしております。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 金融機関のほうに課長が言うてもろて、そんなら5,000万貸しましょうかとは言わんと思いますよ。だから、それはめんめで何やけど、今、町としたら、この町のそういった対策が大変なときやと。町として、そういうことについても検討していきたいし、これは緊急で、このことについては、何らかの援護策を出したいと。それぐらいの記事ならよかったかもわからん。

だから、評論家ではないし、役場が言うたからいうて、銀行は金を貸さん。それはめんめいなことなんやけれど、そこら辺を、大変なというのは、みんな大変になっときなはる。その辺について、行政としてどうするかということじ

やと思うんです。

その辺だけ何とかしとってもらわんと、今回みたいなことでは、ちょっとだめだと思います。

議 長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 瀧野議員の質問にお答えいたします。

今回の会議につきましては、情報の把握と、それから共通認識を持っていこうというふうなことで、対応させていただきました。

議員の言われるとおり、今後の対策につきましては、早急にまた会をもちまして、また実際の現状を把握して取り組んでまいりたいというふうに思います。

議 長 ほかに質疑される方ありませんか。

(高橋末廣議員を指名)

高橋議員 それぞれの議員から発言がありましたように、危機管理というのは、病気の治療と一緒に、初期の手当を怠れば重症化もしますし、大変なことにもなっていこうかと思いますので、全庁挙げて、ひとつ積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

それともう1件、先日11日の対策会議で、久万中学校を除く10の小中学校の登校日を、16日以降を設けるという新聞報道がございました。新聞だけでは詳しくわかりません。少し御説明いただきたい。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 今回、長期間の臨時休校措置をとらざる得ない状況になりました。

そこで、各学校では、きめの細かい家庭訪問やら、電話などで家庭の状況を把握しておるわけですが、ただ、家との距離が非常にあったりして、十分に細かなサポートができない、できていないというようなところもございま

して、一度機会を見て、臨時の登校日をこしらえて、短時間の登校ということになろうと思いますが、家庭での生活の状況をきちっとつかんで、今後の、さらに長期化した場合の手当をどのようにしていくか、それぞれの学校でつかんでいただくのがよいのかな。

ほかの市町の教育委員会ともいろいろと情報交換をしまして、この休業中に、2回程度もちたいというところもあったり、さまざまな対応を考えておるようです。

そうしたことで、本町としましても、適当な時期に、時期はそれぞれ入試の関係だとか、卒業式の前後の関係とかございますので、各学校に時期のほうはお任せをして、一度登校、臨時の登校ができないかということで、各学校におろしたところでございます。そうした狙いをもっております。

以上です。

議 長 (高橋末廣議員を指名)

高橋議員 安倍総理がこの小中学校等、学校の休校を全国的に呼びかけたのは、子供たちの病気が、ウイルスが広がらないようにということもあろうと思いますけれども、国民全体に緊張感を持たすというのが、また一つの大きな目標であったかというふうに思います。

先ほど、町長も言っていましたように、おとといが陽性が出た、今までで最高の64名、昨日も31人出ておる。決して鎮静化はしていない。そういう状況の中ですから、十分、そこら辺は気をつけて、緊張感をほぐすというようなことのないように、実施をしていただきたいというふうに思います。

それから、先日の総務文教厚生常任委員会で、私は久万の図書館についての利用状況を質問しましたら、今、閉館しておるということでございました。

それ以前に、私の頭の中にありましたのは、休校中の対策として、図書館の利用は、それによってウイルスがうつるようなことのない、非常にリスクの低いものだという頭がありましたものですから、そういう質問をしたわけですが、閉館しておるということで、近くの状況を聞いてみました。

愛媛県立図書館、堀之内にあります。これは、そのままやっております。松

山市の本館と分館、合わせて3館、それもそのまま図書館はあいております。
そして、お隣の砥部町、ここも図書館はやっております。

子供たちは、普段こういうこともないわけですから、今まで以上に本を読む
ということが、また習慣づくという、逆にいい機会にもなろうかというふうに
思うわけでございます。

そういう中で、久万の町立の図書館、大きな金額が毎年いっておるわけ
けれども、有効活用する、その必要があろうかと思うんですが、休館にしたエ
ビデンスをお伺いいたしたいと思います。

議 長 (辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 高橋議員の質疑にお答えをいたします。

庁内の新型コロナウイルス感染症の対策会議の中ですね、町内の社会施設等
は臨時休業とするというようなことに従って、決定をしたものでございます。

議 長 (高橋末廣議員を指名)

高橋議員 一括でしたわけで、一つ一つについては、検討はしてないわけですね。

議 長 (辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 高橋議員の質疑にお答えします。

町内の直営施設ということで、一つ一つというわけではなくて、全てという
ことで決定をさせていただきました。

議 長 (高橋末廣議員を指名)

高橋議員 その姿勢がさっきの利用者のことの対策にも、同じように、共通しておるわ
けで、やっぱり一つ一つ、これについては必要でないか、どうしても休館せん
といかんのはどうしてか、何とか開館して、子供たちが利用ができないか。そ

ういう一つ一つの問題について、十分に検討していただくような対策会議じゃないと、一括でもう全部閉館にしようやと、そんな単純なことで、危機管理してもろたんでは、町民はいろいろ、学校の運営についても、いろんな紆余曲折がありましたけれども、いろいろと迷うだけで、十分この対策にはなっていないというふうに思うんですが、対策の会長、ひとつ。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 対策本部の中では、班長は一括りだというふうに申し上げました。とり方だと思いますけれども。

例えば、図書館はどうするんだ、天体観測館どうする。それから、図書館もいろんなとり方があると思うんですね。例えば、今、閉校しているがゆえに、子供たちの居場所がない。その対応というのは、とても気にかかっておりました。

また、高橋議員もおっしゃられたように、この際に、しっかりと読書をする、そういう意味合いもよくわかります。

ただ、あの時点の対応としては、図書館もやはり、そういうところもあるんだけれども、それ以上に、たちまち子供たちに移さないように、そのことがまず第一、問われていたあの時期であったと思いますから、決して、はい、教育施設、一切中止、閉鎖、そういうふうな決め方をしたのではないことは御理解をいただきたいと思います。

今後については、今、いろんな、一方で随分と広がりを見せている地域、世界、それから一方で、お互いの危機管理ができて、それ以上、広がってないところあろうと思うんです。そのあたりについて、今後については、次の第6回目になりますけれども、対策会議の中でも、十分に検討をしてみたいと思います。

議 長 高橋議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

(高橋末廣議員を指名)

高橋議員

局長は、一括にしたんで、一つ一つは検討しておりませんという、会長は検討しましたが、こうこうこういう理由で閉館しました、休館しましたというような御答弁であったかというふうに思います。

先ほど、ほかの議員から発言ありましたが、今度の危機管理については、これをただの意志とせず、今後のための、いろんな対策のためにも、慎重に、いろんな協議をしてもらいたい。いろんな各方面について、一つ一つ、十分に検討していただいて、この対策はどうするか、この対策はどうするかというようなことをしないと、他町の例ももちろんあるでしょうけれども、そういった中で、久万高原町はどういう対策をしていくんだ、事業者はどう助けていくんだ、子供たちの休校中の居場所はどうやって確保するんだと、そういうふうなことをきめ細かく考えていただかないといけないと思いますが、いかがでございましょうか。

議長

(河野町長を指名)

町長

繰り返しになりますけれども、決めた段階では、早いスピードで広がるというような、そんな報道でございました。

たしか愛媛県でも発症したことが報道されたときだと思います。基本的には、とにかく、今できることは、残念なことではあるけれども、人が集まる場所は、とにかく1回、遮断をしよう。そうしなければ、あの段階で具体的な対応というのがとれませんでした。

繰り返しになりますけれども、それぞれの施設、どうしていくか、全く、はい、町有施設は閉鎖、直ちに決めたものではないので、その中では、いろんな意見を集約した中で、苦渋に選択で決めたところでございます。

これは長期にもわたっておりますから、このあたり、第6回目の対策本部、開くようになりますけれども、その中でしっかりと検討をしてみたいと思います。

議 長 (高橋末廣議員を指名)

高橋議員 例えば、一遍に人が集まるようなことは避けたいというようなことでしたが、例えば図書館であれば、午前中は幼稚園と小学校と、引率の人が必要なら、その保護者、午後は中学生と高校生、お昼時間とか、5時以降は一般の人が、図書借りたいような人が来るとか、あるいは、そういう制限は設けてもいいと思うんです。

しかし、そこらぐらいまで考えて、場をつくるということは考えていかんと、もう何も、恐らく僕は、考えた、考えたいうけど、ほんまにその形跡が見えないんで、図書館は一つの例として、これからのことはそうであってほしいと、心から願っております。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 高橋議員の御意思、しっかりと受けとめて、今後、対応してまいりたいと思います。

議 長 高橋議員、よろしいでしょうか。
ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第5号）」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 ここで、昼食のため休憩いたします。 (午前11時55分)

午後は、午後1時から開催したいと思います。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 0時59分)

議長 議案第17号「令和元年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「令和元年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第18号「令和元年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第18号「令和元年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第19号「令和元年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第19号「令和元年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第20号「令和元年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予

算（第3号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号「令和元年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第21号「令和元年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第21号「令和元年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第22号「令和元年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号「令和元年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第23号「令和元年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 23 号「令和元年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第 24 号「令和元年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号「令和元年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第 25 号「令和元年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計補

正予算（第1号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号「令和元年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第26号「令和元年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第26号「令和元年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第27号「令和元年度久万高原町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号「令和元年度久万高原町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第24、議案第28号から、日程第37、議案第41号までの令和2年度予算に関する14件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第41号までの14件を一括議題にすることに決定しました。

本件について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長 議案第28号「令和2年度久万高原町一般会計予算」

予算の総額は、歳入歳出ともに94億1,492万3,000円。前年度予算額と比べ、6,365万4,000円の増額、率にして0.7%の増額予算であります。

歳入については、総務課長より一括して説明がありました。

歳出について、詳細な款項目ごとの説明については、各所属長より説明があり、令和2年度久万高原町一般会計当初予算書、及び議案概要書のとおりであります。

主として、本委員会の主な審議内容を報告します。

歳入での審議では、森林環境譲与税が今年度は7,000万円、来年度は倍ぐらいになり、ある程度、安定した財源収入となると思われるが、林業家の間では、打ち切りになる補助金もあり、経営的に大変になるとの不安の声も聞く中で、町はどう進めていくのかとの質疑に、森林環境税については、林業戦略課が中心となり、ほか事業ともあわせ、十分に協議しながら、安定した、具体的な事業の策定に取り組むとの答弁がありました。

歳出での審議の主な内容は、まず、総務課関係について、公共施設個別計画マネジメントシステムの説明について質疑があり、国からの方向性の指示もあり、トータル的に管理システムを整理し、施設について、どうしていくか。また、公会計上必要である固定資産台帳とリンクしたものにしていくとの説明がありました。

第2期総合計画後期計画を策定するに当たり、委託業務とせず、これまでの計画をもとに、自分たちの手で策定してはどうかとの質疑に、住民の意見を中心に、中山間地域での個別計画も全部まとめた町の理念という位置づけとして、計画にしていくこととする旨、答弁がありました。

地域運営協議会形成事業に要する経費について、今やろうとしているところ以外で、都市計画区域外をどうするかも、今後のまちづくりをつくる上で重要と思う、との質疑に、町全体で同じ考えで意識している、との答弁がありました。

地域集落支援員の活動の状況と、地域おこし協力隊の関連性、またこれからの方向についての質疑に対し、それぞれの目的に沿って活動はしているが、地域の活動と方向が一致すれば、同じフィールドでの体制となる。

また、地域運営協議会を立ち上げて、いつまでたっても解決できない問題がある。本当に高齢者の足の問題から、医療、福祉についての地域の皆が、安心・安全で生活できる根拠はあるのかという質疑に、各地域で高齢者の移動手段は共通しているし、そのほか、運営協議会では、地域それぞれ観光や福祉関

係と課題が多く、当然、行政、病院、医療関係にしても、大きな使命として、一緒になって出かけていっての対応を考えていくとの答弁に対し、町内全体を巻き込んだ、早い対策をすべきとの指摘がありました。

保健福祉費関係では、久万こども園が町の児童福祉に大きく貢献されていることは重々承知している。その上で、久万地域以外との地域差はないのかとの質疑に、今後、放課後保育の実施などで解決するよう努めるとの答弁がありました。

教育委員会と連携して、学校教育全体的なことではありますが、保育料の無料化に伴うことや、現在も放課後児童受入の実施によって、小学校の校区内外の受入問題が生じてこようかと思われるが、町の考え方はどうかという質疑に、地域から小学校が消えるということは、地域を存続する上で非常に大きなマイナスと考えており、小さな学校を守るという方向で取り組んでいる。

校区外就学が認められてはいるが、地域の声を吸い上げ、地域の子供を地域で守るという考えで、できることを進めていきたいとの答弁がありました。

教育委員会関係では、図書館費について、利用者に対して図書の購入費、そのほかの経費を見ると、一人当たり2,378円かかっていることから、効率的ではないと思われるが、費用を減らすとかの考えはないのかという質疑に対し、運用する上で、改善はしていき、多くの町民に利用していただけるよう、節約にも努めながら業務を行っていく旨、答弁がありました。

学校のエアコン設置に関して、入札業者で町内業者の取り扱いを考えるべきではとの質疑に、金額規模の関係から、町外業者であったが、今後は内容等を精査して、可能な限り地域内の経済を考慮した方法を進めていきたいとの答弁がありました。

小中学校のW i - F i 環境の整備について、どうなっているのかという質疑には、国のギガスクール構想の中で対応していくとのことでありました。

今の臨時休校のようなときに、これまで購入してきたタブレットとかを活用した遠隔授業等、できないのかとの質疑に、現在、学校下での利用としていて、全員にいきわたっていないということもあり、実施できないとの答弁でありましたが、このようなときこそ、小規模校の利点を生かし、実施してみることが重要との指摘がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号「令和2年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」

予算の総額は、歳入歳出ともに、11億9,379万2,000円となっています。

歳入の主なものは、保険税1億5,995万1,000円、県交付金8億6,133万3,000円、一般会計繰入金9,405万5,000円であります。

歳出の主なものは、一般被保険者の療養給付費、7億3,488万6,000円、一般被保険者の高額療養費、1億2,174万5,000円、一般被保険者医療給付費分2億327万6,000円などであります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号「令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」

予算の総額は、歳入歳出ともに、7,135万1,000円となっています。

歳入の主なものは、外来収入、2,825万4,000円、一般会計繰入金、1,872万4,000円、事業勘定繰入金、1,535万2,000円となっています。

歳出の主なものは、父二峰診療所3,940万1,000円、面河診療所3,195万円。内容は、各診療所の人件費と医薬材料費等であります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号「令和2年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」

予算の総額は、歳入歳出ともに、1億6,310万5,000円となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料8,723万円。一般会計繰入金7,526万6,000円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億6,249万5,000円。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号「令和2年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」

予算の総額は、歳入歳出ともに、18億831万5,000円となっています。

歳入の主なものは、介護保険料2億3,230万6,000円、国庫負担金2億9,093万6,000円、財政調整交付金2億1,488万8,000円、介護給付費支払基金交付金4億4,630万6,000円、県負担金2億4,628万4,000円、介護給付費、一般会計繰入金2億662万3,000円であります。

歳出の主なものは、要介護認定者へのサービス提供にかかわる介護報酬支払に要する経費等の介護サービス等諸費14億7,688万3,000円、特定入所者介護サービス等費9,010万2,000円などであります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号「令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」。

予算の総額は、歳入歳出ともに、3,639万円となっています。

歳入の主なものは、訪問看護療養費収入1,188万円、訪問看護介護報酬収入1,518万円であります。

歳出の主なものは、人件費と経常経費であります。

審議した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第39号「令和2年度久万高原町立病院事業会計予算」

予算の総額は、収益的収入及び支出の予定額が、9億8,413万8,000円。資本的収入及び支出の予定額は、収入が2,200万1,000円。支出の予定額が、4,152万円となっています。

収益的収入及び収益的支出の主なものは、予算内訳書のとおりであります。

資本的収入の主なものは、予算書内訳書のとおりであります。

新病院基本計画策定業務予算について、どのような計画で、どこへ委託をして実施するのか、また金額については、どうかとの質疑に、地域医療構想の中で、病院を改修したりするために、調整会議に諮る必要があるため、専門的な計画が必須となるため、そのような機関へ業務委託するもので、実施に当たっては、精査し、取り組むこととするとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第40号「令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」

予算の総額は、収益的収入及び支出の予定額が3億2,764万1,000円、資本的収入予定額が2,438万円。支出の予定額が、3,718万3,

000円となっています。

収益的収入及び収益的支出の主なものは、予算内訳書のとおりであります。

資本的収入の主なものも、予算内訳書のとおりであります。

審議した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議 長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

議 長 続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、審議をさせていただきました。

まず、議案第28号「令和2年度久万高原町一般会計予算」についてですけれども、歳入の予算については、総務文教厚生常任委員会で報告がありましたので、省略をいたします。

歳出について、詳細な款項目ごとの説明につきましては、各所属長より説明があり、令和2年度久万高原町一般会計当初予算書及び議案概要書のとおりでございます。

報告は、主として本委員会の主な審議内容を報告いたします。

まず、ふるさと創生課関連でございますが、定住促進費における結婚祝金、新生児誕生祝金の実績についての質疑がございました。

平成26年度から平成30年度の5カ年で、結婚祝金が65人、誕生祝金が

176人であるとの答弁がありました。

また、地域協力隊員の募集につきましては、目的を持って来ていただき、かつこの町で起業して住んでいただくことが大事だとの質疑に、募集については、テーマを持ち、分野ごとに応募いただき、厳しい審査を踏まえて採用しており、新年度では、大手企業で商品開発されていた方に来ていただく予定であり、即戦力になる方を採用していきたいとの答弁がありました。

観光の目玉がない中、予算の内容にも配慮が感じられないが、子供たちの意見も取り入れるなどして、今後、この町がどのようなまちおこしをしていくかを定めるべきではとの質疑に、貴重な自然資源を生かしながら、体験して楽しんでいただける目玉づくりに、観光協会等とも連携して取り組んでいくとの答弁がありました。

また、まちなか交流館を含め、各施設の運用につきましては、もっと企画を増やして、利用度を高めるべきではとの質疑に、まちなか交流館は、にぎわい創出のための施設であることから、フリーマーケットなど、さまざまな企画を検討中であるとの答弁がありました。

最近、町で起業された件数や、事業を継続できている件数の質疑につきましては、町の起業支援事業においては、平成30年度、31年度で5件支援しており、その中で廃業された方はいないとの答弁がありました。

農業予算関連では、農業振興費の負担金補助及び交付金予算については、100%消化する取り組みが必要であり、利用したい方が使える仕組みになっていないのではとの質疑に、国・県の補助事業については、条件やハードルを下げることは難しいが、単独事業については、可能な範囲、利用しやすい形に努力していくとし、予算については、最終的に減額しないように取り組んでいくとの答弁がありました。

また、鳥獣被害対策に係る業務委託とはとの質疑に、直瀬の永子地区をモデル地区として選定し、専門家による現地調査、先進地視察を含む研修会、捕獲講習などにより、地域をあげて捕獲の技術を学んでいく委託事業であるとの答弁がありました。

林業関連予算では、美しい森づくり基盤整備交付金事業が、令和2年度で終了すると聞くが、万が一補助金事業がなくなった場合は、町が対応していただ

けるのか、との質疑に、町としても、法律が延長されることを望んでいるが、万が一の場合は、何らかの手当をするべく、理事者と協議し、努力するとの答弁がありました。

また、再造林の下刈り業者の省力化に向けた対策の質疑につきましては、秋から冬の冬刈りでも効果があることから、今後、検討されていくとの答弁がありました。

また、再造林における適地適木の今後の方向性についての質疑に、再造林の補助金については、針葉樹のみならず、広葉樹も対象にしている。森林が持つ役割を勘案した林業政策を、今後も行っていくとの答弁がございました。

建設関連予算でございますが、建設関係の路面等整備業務委託料を増やして、業者が責任を持って、年間を通じて、町道維持管理委託をするなどしないと、計画的な町道の維持ができないのではとの質疑に、当初において、予算計上が可能になれば、業者に迅速な指示が可能となることから、可能な予算確保に努めたい旨、答弁がありました。

また、愛媛県経営事業の農地整備事業に係る具体的説明を、との質疑に、補助事業の採択要件の一つに、町の計画書策定が必要であることから、計画内容に国費事業実施後5年間の検証計画を作成するための予算である旨の答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第34号「令和2年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算」

当初予算額は、歳入歳出それぞれ1億8,952万3,000円が計上され、前年度比較1,168万8,000円の増額となっています。

歳入歳出について、詳細な説明については、当初予算書及び議案概要書のとおりでございます。

審議した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第35号「令和2年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算」

当初予算額は、歳入歳出それぞれ2億4,557万6,000円が計上され、前年度比較131万8,000円の増額となっています。

歳入歳出について、詳細な説明については、予算書及び議案概要書のとおり

でございます。

審議した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第36号「令和2年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算」

当初予算額は、歳入歳出それぞれ4,336万7,000円が計上され、前年度比較327万5,000円の増額となっています。

歳入歳出については、詳細な説明は、予算書及び議案概要書のとおりでございます。

質疑の中で、最近1年間の浄化槽の設置数は幾らかとの質疑に、令和元年度設置数は5基である。令和元年度までは、10基以上設置しないと補助対象にならなかったが、令和2年度から1基でも補助対象になり、新年度においては、7基設置の要望が出ているとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号「令和2年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」

当初予算額は、歳入歳出それぞれ1,882万1,000円が計上され、前年度比較1,064万8,000円の増額となっています。

歳入歳出について、詳細な説明は、予算書及び議案概要書のとおりでございます。

審議した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号「令和2年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」

当初予算額は、歳入歳出それぞれ324万3,000円が計上され、前年度比較156万円の減額となっています。

歳入歳出については、詳細な説明は予算書及び議案概要書のとおりでございます。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第41号「令和2年度久万高原町簡易水道事業会計予算」

収益的収支の予定額は、4億304万6,000円となっています。前年度と比較すると、収入、支出2,202万5,000円の減額、率にして5.

2%の減額でございます。

資本的収入の予定額は、2億9,205万1,000円で、支出の予定額は、3億2,765万2,000円となっております。

また、他会計からの補助金及び負担金は、収益的収入分が6,750万6,000円、資本的収入が2億6,243万1,000円となっております。

歳入歳出について、詳細な説明は予算書及び議案概要書のとおりでございます。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引き取りください。

議 長

各委員長の報告が終わりました。

これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議案第28号「令和2年度久万高原町一般会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員

2件あるんですけども、まず1件目ですが、農業戦略課にお伺いをいたします。

町内の就農者の高齢化などに伴いまして、最近の議会では、農地の集約化や、トマトの営農団地の取り組みに関する意見が多々出ていると思います。

答弁としては、その都度、研究するとか、検討するということがほとんどで、この後、どのように検討されているのかという足取りが全く見えてきておりません。

先般の産業建設常任委員会でも、来年度の取り組みに関しての言及は一言もなかったと思っております。

議員からの提案も、既存の農地でできる範囲でやってみてはどうかというようなものであったと思いますけれども、来年度、実験的であっても、取り組むつもりはないのか、あるいは、新年度中に何か実証されるつもりであるのか、明確にお答えをいただきたいと思っております。

議長 (篠崎農業戦略課長を指名)

篠崎課長 大原議員の御質疑にお答えいたします。

まず、議会の皆様から、団地化ということを考えてみてはどうかという御提言をいただいているところでございます。

団地につきましては、協力し合って、そして競い合い、生産性を高めるということについては、非常に魅力的なものだと考えております。

一方では、地域の後継者を求められておる状況もありまして、そこで、今ある水田等、改善済みの水源等を有効利用しまして、小さな団地化を進めていくということで、これは直瀬地域においても、既にモデル的なものがございまして、けれども、そうすること、地域の中に小さな団地を形成して進めることが、現実的かつ有効な施策だと考えております。

そこで、地域の中に若い農業者を紹介して、地域の協力をいただきながら、小さな団地を進めていくということ、本年度から一歩踏み出したところでございます。

議長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 本年度から一歩踏み出したということは、来年度、実際、具体的にそういった方が、対象となる方がいらっしゃるのでしょうか。

議 長 (篠崎農業戦略課長を指名)

篠崎課長 2件の農家、ございます。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 続けて、2つ目よろしいでしょうか。

続きまして、ふるさと創生課が担当になるんだと思うんですが、お伺いいたします。

2款10項1目の自治振興費の地域おこし協力隊の件ですが、さきの産業建設常任委員会におきまして、新年度から地域おこし協力隊の身分が、会計年度任用職員に移行するという説明があったと思います。特殊な勤務形態だった彼らですけれども、会計年度任用職員に移行するに当たって、彼らの可処分所得に変更が出るのかどうなのか、お伺いいたします。

また、移行によって、従来の方針に加えて、各種手当等が適用されるのであれば、その財源について、特別地方交付税に加算措置されるのか、あるいは町単独で賄うようになるのか、お伺いをいたします。

議 長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 大原議員の質疑にお答えします。

来年度からの協力隊員の関係でございますけれども、身分については、言われたとおり、会計年度任用職員の身分になります。

また、収入の設定につきましては、現在の現況を踏まえまして、それぞれ、新たに設定をいたしております。

なお、それぞれ通勤手当、それから期末手当等支給になりますので、状況からいたしますと、収入増につながるものというふうに考えております。

また、退職に当たっての積み立て等も行いますので、それぞれ退職されたときには、退職手当等も支給されたというふうに聞き及んでおります。

また、これについての財源につきましては、全て国の交付税の対象ということになっております。

以上です。

議長 大原議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 加算されるということは、基本的に、例えば報酬200万、活動費200万ということで、年間200万の交付税措置だったと思うんですけども、それに加算をされるんですか。その中からどうにかして賄っていくというような形になるのでしょうか。

議長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 大原議員の質疑にお答えします。

現在の協力隊員の、それぞれ報酬につきましては、月額で設定をいたしております。月額幾らということで、支給をさせていただいております。

来年度からは、それぞれ月の月給等が定められますので、それについての期末手当が加算されるということになって、最終的に、年収でいいますと、増額になる見込みということでございます。

議長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 今、月額とはいっても、先ほど申し上げましたけれども、年間、国からおりてくる400万という枠があるんじゃないかと思うんですけども、その変更はないんですか。

議長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 大原議員の質疑にお答えします。

先ほど言われましたとおり、国の交付金の対象につきましても、上限がございます。現在のところ、町の運用につきましても、報酬に係る分について250万円、あと活動に係る分で150万円、合わせて400万円を対象ということになっております。

来年度からは、国が順次、それぞれこの上限額を上げていくというようなことで、最終的、450万円になる予定になっております。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 わかりました。会計年度任用職員に移行されることで、従来、地域おこし協力隊の皆さんは、卒業された後の起業等の準備のために、副業されても大丈夫だというような規定になっていたと思うんですけども、今回、そのあたりの扱われ方は、どのように変わりますか。

議 長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 質疑にお答えします。

現在ですけれども、副業を決して認めておるというわけではございません。これについては、将来的に起業等に係る部分について、参考になる部分があれば、それについて届けを出していただいて、やっていただくというところで、現在の業務に差し支えないところでやっていただくという取り扱いにいたしております。

それから、来年度につきましても、会計年度任用職員ということに、身分がなりますので、あくまで副業については、できないというふうに認識はいたしております。

ただ、業務外でそれぞれ行っていただくことは、十分、差し支えないと思いますので、その辺でそれぞれ意識統一をして行っていきたいというふうに考えています。

議 長 大原議員、よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 町長にお伺いをします。
一般会計だけじゃなしに、特別会計もあるわけではありますが、本年度の予算、
相対してどのような予算、命名をされますか、お聞かせいただきたいと思いま
す。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 例えば、キャッチコピーというような意味合いで言われたのかどうかですけ
れども、とにかく、いつまでも住み続けたい、住んでみたい町というのは、私
はさきに行われました町長選でも申し上げましたところがございます。

その中心というのは、先般の一般質問でもお答えをいたしましたけれども、
引き続き、農業と林業を深掘りしながら、また移住、定住にも、これも力をさ
らに注ぐ必要があると思っております。

そこらをさらに、追い風も吹いている部分もありますから、そのあたり、十
分に受けとめて、今、申し上げたところあたりを中心に、福祉、それから子供
たちの健全育成、続けて努力をしたい。私の中では、最初はホップということ
でございますから、2期目と言いますか、新しい年度の予算というのは、ステ
ップというふうに考えております。

繰り返しになりますけれども、そういった1年目に行ってきた事業を、さら
に深掘りをしていく、そういったところに努めていきたいと、今、思っており
ます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

いやいや、そのようなことでお聞きしたわけではないので。年間150億を超えて、出納閉鎖までに使われるのかな。

毎年、毎年、こういった予算も執行されるわけですが、一番に何を考えられて、この町を経営されるのか。例えば、総合計画あったり、人口ビジョンがあったり、それから光回線の整備があったり、多くの計画がありますし、私も今回の一般質問で、第2次の総合計画、それから障害者の問題なども質問をさせていただきました。

相対的に多くの問題があると思うんですね。それを、中でも都市計画区域であったり、無指定地域であったり、面積が広い、誰がまちづくりに取り組んでいても、これといったことはなかなかないかもわかりませんが、経営をするということになれば、どういうテーマを持って、どういう計画で、どういう目標で日々やっていくか、これがないと、職員の皆さんも何をしていいかわからないというのが現状じゃないのかなというふうに思います。

私はそういった意味で、多くの課題があるし、これから町長さんがやられる、やられんは別として、リーダーである、執行権者であるということは間違いないので、どういう考え方で当初予算を組まれたのか、そのことをお聞きしたので、そのことについて答弁をいただきたいと思います。

議長

(河野町長を指名)

町長

今もそのことを申し上げたつもりなんですけれども。

まず、やはり考えていけないといけないのは、私たちが想像以上に人口減少社会が如実なものになってきております。当然のことながら、かけがえのない町、これを次の世代にしっかりと引き継いでいく責務というのは、お互いが担っているわけでございます。

今、瀧野議員が御指摘のように、さまざまな課題が、一つずつ大きな課題でございまして、あるわけでございますけれども、とにかく一言でいえば、持続可能なまちづくりを目指していく、このことについては、方向性としては間違っていないんであると思うっております。

その中で、先ほど申し上げましたところ、具体的に少し申し上げましたけれ

ども、そのあたりを中心に、まちづくりをしていくことが、なかなか将来的予測でも、2040年、大変人口が減ってくる。それから、日本全体でも減ってくる、そんな様相がたたれているわけですから、これを増やしていくとか、そのあたりになると、なかなか夢は持っていますけれども、現実問題として厳しい課題でもあらうと思っております。

しかしながら、そういった、今申し上げました努力を傾注することによって、私は曲線は緩やかなものになっていくんであらうと思っておりますし、次の世代を担っていく人たちが、夢を持ってこの町に住んで、雄々しく頑張っていたら、そのあたりを標榜しながら、頑張っていかなければならないんだろうと、そのように思っているところでございます。

少し抽象的なお話になったかと思いますが、ひとつ御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 大きなところから話しますと、岡部議員が一般質問で言ったSDGs、その前にはMDGsというのがあったり、久万高原町全体を、どういう形で捉えて、将来的にどういう方向に持っていくか。都会の場合は、すべて光回線ですべてのものをつないでいって、できるだけ経費のかからない、それから公共交通の問題もあつたり、今、町長が言ったように、2040年の問題もあつたり、それはいろんなところで、いろんな計画なり将来構想が出ておるわけですね。

今の都市計画区域がどうだ、指定地域がどうだ、それから立地適正化計画がどうだ、そういった単発的な考え方では、私は町の運営、町の経営はできんんじゃないかなというふうに思うんですね。

それを総合して、町長として、町長なりのグランドデザインがあつて、今回の当初予算が組まれたのかなというふうに思つたんですが、残念ながらそういったお話は聞けません。

このことについては、一般質問の中でも議論しましたが、スマートシティ、これは中山間の地域までひっくるめた、例えばうちの久万高原町に、本当に当てはまる計画であるんじゃないかな。

随分向こうのように考えますけれども、すぐそのような気もします。ということ、このことを頭に入れずに、各種計画をやっていっても、うまくいかんのではないかなというふうに思うんですね。

そこら辺をちょっとお聞きしたかったんで、トータル的にやっていくのは、どうやって、年々やらないと、一遍にはできませんが、そこには大きな考え方があって進めていかんとできんと思う。そのことについてお聞きをしたんです。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 今のお話ですけれども、要は、スマートシティというのは、今を生きる私たち、それから次の世代を生きる人たち、その人たちが、経済であったり、あるいは社会であったり、あるいはお話が出ました、一部含めます、SDGsの話もそうだと思うんですね。

要は、とにかく昨年の本会議でも質問されたときに、どういう夢をお持ちですかというようなところが出ましたけれども、それは当然のことですけれども、さっきも繰り返しになるかもわかりませんが、今を生きる私たち、それから次の世代を担う子供たちに、夢と希望を与えるような町でなくては、これはいけないと思っております。それはお互い、そのようなところは、十分にわかっているところであります。

具体的などころがないというような御指摘もあったかと思っておりますけれども、しかし、私が先般の高橋議員の質問にもお答えしたような方向づけというのは、決して間違った方向を向いているとは思っておりません。

今、瀧野議員もおっしゃられましたけれども、光も含めて、これからやることはたくさんございます。それにつけての肉づけを、令和2年度の予算は仕上げたつもりでございまして、それを一つ一つ、的確にこなしていくことが、先ほど申し上げました持続可能なまちづくりへの第一歩となるものと考えております。

以上でございます。

議 長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条

ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

夢と希望はないかもわかりません。ですが、一つの大きな計画に向かって、一つ一つこなしていくというのが大事じゃないかなという話をしよるんで、将来の子供らに何とかかんとか、これは、今、我々が考えたって、一寸先は闇ですから、どうなるかはわからん。だけど、将来、何とかなるためには、今からこういったことを積み重ねていくべきじゃないかな。そのためには、こういう計画が要るんじゃないかなという話をしよるんで、その点については、わかっておいでんでしょうね。

例えば、都市計画区域のことで、立地適正化計画、それも立てないかんです。けど、これには、将来、この地域をどういうふうにしていくかという計画があって、初めて立地適正化計画も立てよるん。何も具体的な案がないのに、この計画を立てることはできんわけですね。

それは、必ず次、もう一つ膨れたら、その大きな計画の中へつながっていく計画やないとだめ。それはそうだというふうに思いますが、そうじゃないんですかね。私は全ての計画が一つの方向へ向いていきよるわけで、全部がばらばらではないということをお願いしたい。

そやから、町がやりよる計画は、全て同じ計画に向かっていきよるといことが言いたいんで、そこをどう思うんかな。それが具体的にわかってなかったら、無駄な予算を執行したり、町民が求めん方向へ向いていたり、大変なことに、これはなると思うんですね。

これは、総務課長、ちょっと具体的に。

議長

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長

瀧野議員の質疑にお答えします。

瀧野議員が具体的に申されましたように、令和2年度においては、総合計画、それから本年度策定予定でありました総合戦略、これも総合計画に時期を合わ

せてということで、1年延長でというところになってまいります。

あと、立地適正化計画、それから福祉の計画も、それぞれめじろ押ししております。

これについては、先の本会議でも、私も説明させていただきましたように、総合計画の中に全ての計画が繋がっていくというところは、認識をいたしております。そういったところが、今、町長が申されたように、その方向として、一つにつながっていくということで、令和2年度は非常に重要な年度であるということで、私も認識はしております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今、地域運営協議会やられよんですね。もう随分たったけど、一向に全てがうまくいってないような気がするんですね。

高齢者の足の問題。これも早いとこしてあげないと、大変だと思うし、免許証を返されて、あと何の手当もされてない。これ、本当にかわいそうなと思うんですね。久万高原町に住む高齢者は。

そやから、そのいう地域運営協議会、それはどういうことのためにやるのかなというたら、総合計画の中に、今までは計画されたことさえやったら、何とかなるという計画やなかったと思うんです。そやけん、実際にやっっていける、実際、総合計画にのってなかったら、できんのであれば、もっと現実的な計画にしていかと、総合計画自体を。ほやから、それやったら広げた範囲でスマートシティ、もう一つ大きな、いうたら包括するような計画やから、どうですかという話をした。

そうじゃないと、やっぱり無駄が出るんじゃないんですか、いろんな意味で。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

総合計画と、それぞれの個別計画というのは、まず一つは、総合計画の中で、瀧野議員が申されるように、町の方角をしっかりと位置づけるのが総合計画であ

りまして、総合計画というのは、ある意味、町の理念をしっかりとうたう部分が総合計画だというふうに思います。

その理念に沿った個別計画が、それぞれの立地適正化計画であったり、各分野の計画だというふうに思いますので、そういう意味では、必然的に、総合計画と個別計画は同じ方向を見ていく。その方向を示すのが、総合計画だというふうに、私は考えております。

議長 ほかにも質疑ありませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 補正予算のときにも意見が出ましたけれども、災害対策本部のあり方というもの、非常に、今回を機に、多くの町民の方が不安と疑問を感じているんだろうとっております。

抽象的な御発言、答弁では、なかなか町民の方々、理解しがたいと思います。そこで、災害がひとたび起きますと、今回のような感染症の場合は、また形が違うわけですけれども、風水害とか、いろんな、土砂災害を含めた大きな災害の際に、当然のことながら、対策本部の職員、あるいはリーダーは、そこに出席できないという事態も想定されます。

こういったことを想定するときに、いま一つ注目を浴びているのが、AIを活用した災害対策というものが注目を浴びているようですが、AIを活用した災害対策とか、そういった方向の検討はされているのでしょうか。あるいは、そういう事例を御存じなんでしょうか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の質疑にお答えします。

町としては、まだAI、具体的に取り組んではございません。そういった各種展示会等で、全国的なところでは、災害とAIというところは、そういうテーマの項目というのは、私も認識はしておりますが、具体的に、全国でという

ところは、まだ私も承知はいたしておりません。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 これは総務課長、あるいは田村室長かなというふうな感じがしてたんですけども。

例えばですね、この間、マスコミでの報道もございましたが、昨年、関西を直撃した大きな台風21号、この台風が通過するときに、ラジオ局なんですけれども、エフエム和歌山というラジオ局があるんですが、そちらでは、台風が通過するまでの間、午前1時までの間の災害情報を提供し続けたというんですね。

どういう形で提供したかという、これはラジオスタジオには人がいない。AIなんです。AIがあらかじめのデータ、それから遠隔でですね、編集長という方がパソコンを使って遠隔で、これはアマゾンのアプリを使っているようなんですけども、遠隔で随時の情報が出せるという、避難情報も含めて、そういうのが出せるわけですね。

これも年間、アマゾンの費用ですと、例えば、文字数がいくらしいですけども、それで幾ら換算しても、1,000円もあれば十分だというふうなことでございます。

お金の問題ではないんですけども、そういった、もし万が一、人間が対応できない場合は、防災行政無線の関係もありますけれども、これは誰かが、人間がいらわなきゃいけない。ところが、今のICTといったものを使うと、当然、このAIによる災害対策の対応というものが可能になっています。

ですから、この町ではとても無理だなと思ったんですけども、でも、実は全国各地のいろんな自治体から、エフエム和歌山に対して、相当講演依頼とか、いろんな形でノウハウを聞きたいというふうなことが殺到しているようです。

ですから、この久万高原町はAIがまだまだ向こうだよというんじゃなくて、これだけ広範囲なところだからこそ、ラジオの活用が生きてくるのかな。そして、そのラジオも無人のスタジオで生きてくるのかなというふうに思います。

ぜひそこらあたりを積極的に、いつまでということとは別にしても、町民に

安心・安全という形で、行政が姿勢を示すのであれば、そういうことも必要ではないでしょうか。総務課長。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の質疑にお答えします。

A I の活用ということになりますと、当然、人工知能を使ってになりますので、その地域の経験値でありますとか、いろんな情報量、膨大な情報量が、まず必要だということもあろうと思いますし、それから、今、事例をお伺いしますと、FM放送局というところで、情報を瞬時に提供する機能が一番というところもあります。

災害対策本部、行政としても、やはり住民の方に正しい情報をいち早くお伝えするということは、非常に重なった部分でもございますので、今後、このあたりをしっかりと検討はしたいと思いますし、今やっておりますのは、A I とは直接関係は薄いかもしれませんが、I C T の面では、さまざまなメール、あわせて今回、L I N E を活用して、4月からは運用したいということだと思います。

ですから、FMも一つの情報提供手段でもありますし、行政はそれにかかわるといいますか、重複しない部分での的確な情報、提供手段ということで、さまざまな角度で検討されております。

今おっしゃられたFMの関係は、早速確認をしたいというふうに思います。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 可能なところから、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、今、総務課長が最後におっしゃられた、多分、ゆりナビのことかなと思うんですけども、当然、このゆりナビあたりも、本当に使えるのかなど。使えるものなのかなど。使い方を誤ると、全然違う方向に行ってしまう。これを信用しちゃだめだよなんてことになってしまうと、大変なことになるんです。

だから、再度、ゆりナビがどこまで使えるんだと。そしてまた、まだまだ不

備などところがあるのかないのか、そこら辺もやっぱり、点検はぜひやっていたでいて、一刻も早く住民に対して、安心・安全な災害情報を伝えると、そういったことに心がけていただきたいと思います。町長、その件について、ぜひ答弁をお願いします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 今回の新型コロナウイルスでもそうでありませけれども、例えば、トイレトペーパーが不足するんだとか、とんでもないことでパニックが起きることもございます。また、間違った情報を流したゆえに、全く関係のない人がピンチに陥ったり、本当に、今、情報社会ですから、そのあたりが非常に危惧されております。

SNSあたりでも、個人攻撃をしてしまうとか、そのあたりが、ひとつ便利な時代になりましたけれども、一方でそのことの危惧が叫ばれております。

岡部議員がおっしゃられたのは、確かに情報はきちんと伝達をして、万が一の災害等には瞬時に、的確に情報が移る、そのことが大事だということをおっしゃっているんだと思います。

ゆりナビについては、私どもが発信しているわけで、それは間違った情報ではないと思っております。ただ、ゆりナビも全ての皆さんがお使いいただいているかどうか、これについては、非常に難しい点がございます。スマートフォンで受けるわけですけれども、なかなか高齢者だったり、あるいはそういった機械が苦手な方もいらっしゃるわけですから、そのあたりは、なるべく早く伝達をする必要があるので、これにつきましては、今後、私どもの課題とさせていただきます。確実に、なおかつ迅速に伝えられるような方法というのは、これから考えていかないといけないというふうに思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 やらせていただきます。

林業戦略課長にお伺いしたいんですが、美しい森林づくりの補助金、来年度は予算も計上されておるわけですが、聞くところによると、3年度はちょっとどうかかわらないという話も聞いております。ということで、令和2年度に、そういうことで案件が増加してくることも、可能性としてあると思うんですが、この予算額で対応は十分でしょうか。

議 長 (菅林業戦略課長を指名)

菅 課長 中野議員の質疑にお答えいたします。

来年度最後ということで、国のほうに事業変更の申請をいたしまして、例年よりかなり多目の補助金を、今、申請しております。最後の年となりますので、町民の方からの、申請が殺到するということを予想しまして、現在の予算をあげた次第でございます。

以上です。

議 長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 来年度、2年度の対応はできるというふうな答弁だったと思いますが、先月2月、寒い時期に、この高齢者が多い町で、まちづくり懇談会を夜中に開かれまして、その中でも、この事業が継続されるかということが、多くの不安な声として、町のほうにも届いておると思います。

また、その多くの方が、3年度以降も続けてほしいというふうな御希望を、多々、私も耳にしておるわけですが、3年度以降のこの事業に向けての見通し、またはそれに類似した、それに対応できる施策の実施とか、そういうふうなことに関しては、令和2年度に何か準備される御用意があつて、お話できるようでしたらお伺いしたいと思います。

議 長 (菅林業戦略課長を指名)

菅 課長

中野議員の質疑にお答えいたします。

産業建設常任委員会の中でもお答えいたしましたが、林野庁のほうに出張しまして、そのときに問い合わせ、陳情もいたしました。そのときの返答といたしましては、現在の間伐特措法、これの延長を、現在、作業をしておるといような返答をいただきました。

その間伐特措法が延長されることに伴いまして、当然、補助事業も継続されるというような見込みが、現在、想定されております。

そういうことで、補助事業については、延長されるというふうに、当方では考えておりますが、議員さんの質問にありましたように、もしそれがなかった場合どうするのかということにつきましては、当然、事業はなくてはならない、町民の方、かなり期待されておる事業ですので、何らかの形で続けていきたいというように、担当課としては考えております。

以上でございます。

議 長

(中野克仁議員を指名)

中野議員

この事業がずっと続くということは、願っておるわけですが、事業がないと、逆に言えば、この補助事業がないと、林家の方が御飯が食べれないというふうなことの裏返しではないかと思えます。

そういうことで、町としても、商社にするとかという計画も立てて、林業の方がきちっと食べていけるようにするというふうなことは、急務であると思うんですけども、儲かる林業を提唱されておる町長なので、現状を今、こうやってしっかりと見てみますと、儲かるどころか、ちゃんと食べれる林業にすることが、まず大切じゃないかと思えますけれども、そういうふうなところは抜きにしての、儲かる林業ということを言われておるのか、というところが、ちょっと僕にはわかりにくいんですけども、どこら辺を目指して儲かる林業といわれておるか、町長の御意見をお伺いしたいと思います。

議 長

(河野町長を指名)

町 長

今、お話が、前段の質問でありました。これは自伐林家向けのイの一番の対応作になっていくんだと思います。

予算も1億2,500万ぐらい上げているのかなというふうに思っておりますが、これは課長中心に、陳情を繰り返しておりますし、県や国のほうも、何とかこれに対応してというようなところは、ある程度、そういうふうに希望がかなうものだと、今現在で思って、大変期待をしております。

それから、今のお話ですけれども、今、自伐林家、それからひとり親方、これが大変増えております。ということは、この林業でも、十分に食べていけると。その兆しが出てきたという、私は一つの証だと思っております。

なおかつ、今、お話もございましたけれども、商社化もここ1年でしっかりと建立するんだと、そういうようなところも、明言もいたしているところでございまして、これは当然のように、さらに、今も流通機関ありますけれども、川上の私たちが川下に向かって有利な林産物の販売ができるようにと、それを目指しているのが一番大きなところでございます。

森林環境税も、言われておりますように、今日もございましたけれども、多くのお金が、愛媛県、一番多く私どもの町にも来ているところでございます。それは、とりもなおさず、今、国の施策で林業を成長産業にと、安倍政権も打ち出しているわけでもございまして、まさに、それはこれまでの長い歴史の中で、多くの林家の方が苦労してきた、それがようやく日の目を見ているところにきているんだというように思っております。

やがて来る国産材の時代、それを言われて随分長いのですが、私はトネルの先に、今、出口が見えてきているように思っております。

林家の方々の、私どもの課のほうにちよくちよくお見えになるのは、非常にそのあたりも、林家の方々も十分に期待をして、今、お越しをいただいているように思っております。

ですから、総じて、私はその効果は、今、出てき始めているんだろうと、そのように思っているところでございまして、いつも申し上げておりますけれども、とにかく今回もさまざまな予算組みをしておりますけれども、追い風も吹いているさなかでございまして、着実に林家の方たちが懐具合がよくなった、そのことをさらに実感できるように、政策をしっかりと押し進めていきたいと

思っております。

議長 中野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 自伐林家の方は、あれがないなったら、もう木も出せんのではないかというふうなことも、声も聞いておりますので、ぜひそういうことのないように、あと継続と本来の林業を取り戻すようにやっていただきたいと思います。もう1点、先ほどの私の質問の中に出しましたまちづくり懇談会です。これ、本当にお年寄りが多い中、寒い2月の夜に開催されて、私は、あるんよというときにでも、もうひやいけんど出てきてよいうふうな感じでしか、私が開催したわけではないんですけれども、申しわけないような気もしながらお勧めをしたわけなんですけれども。

そもそもまちづくり懇談会、住民の方の声を聞いて、それを予算に反映するのも大きな目的とおっしゃったと思うわけです。それが2月にやられると、直近の予算編成には、絶対間に合いません。早くても新年度予算でいくと、令和3年度の予算にしか反映できない、これ町長が町長になられてから、余りやられてないと思うんですけれども、もうちょっと住民の皆様の声聞いて、それを素早く予算に取り入れる、こういうふうな、時期であるとか、目的を持たれて、まちづくり懇談会もやられるのがいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどう思いますか。

議長 (河野町長を指名)

町長 まちづくり懇談会、寒い中、それぞれの地域で、9カ所で行いまして、今までとは違って、小学校単位で開こうということで行いました。

私、就任してから2回目でございます。大変、貴重な意見をいただいております。

身近なところから、今、この美しい森づくりのお金に至るまで、全体的なお話もいただいて、多岐にわたるお話をいただきまして、大変、町政預かる身としては、心強く思ったところでございます。

身近なところにつきましては、例えば、道が壊れているとか、あるいは川の護岸がおかしいとか、水路がおかしいとか、そういう問題につきましては、直ちに全課が来ておりますから、対応をするようにいたしております。

ただ、おっしゃられるように、全体的な予算が、あの時期では、なかなか、こうたちまち反映するというのは難しいところはあると思っておりますけれども、時期については、寒い時期でもございますから、少し前倒しで、今後、開催するような運びにも、検討していかないといけないなど、今のお話を聞いてわかりましたので、そのあたりについては、検討これからをして、次回のまち懇につきましては、いい時期を選んで開催できるように努めてまいりたいと思います。

議 長

よろしいですか。

ここでしばらく休憩いたします。

(午後 2 時 2 7 分)

(休 憩)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2 時 4 0 分)

議 長

議案第 2 8 号「令和 2 年度久万高原町一般会計予算」について、質疑を行っておりましたが、続いて質疑をされる方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

一般会計予算について、反対ではない、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどから議論をさせていただきましたが、町全体の問題として、多くの問題があるのは御案内のとおりであろうかなというふうに思います。

地域運営協議会の問題であったり、公共交通の問題であったり、立地適正化計画である。また、私が一番心配するのは、都市計画区域だけが再開発であったり、立地適正化計画であったり、というようなことで、いろいろな計画がされるのではなく、無指定地域の振興についても、もう少し考えた予算であってほしかったなというふうに思うところであります。

また、先般の委員会で、ある議員が言いましたが、町道の予算、本当に町民の皆さんが使われる重要な道路であろうかと思いますが、町長も行政懇談会では、多くの皆さんから、町道についてのいろいろな議論があったというふうにお聞きしました。

1, 000万という予算では足りないのではないのかなと。私も、冗談みたいに、5億とかいうような話もさせていただきましたが、ある意味で、こういったところには、しっかりとした予算をつけていくべきではないのかなというふうに思います。

以前から行財政改革、この問題についても、副町長さんが委員長さんですが、しっかりとした答弁、しっかりとした数字も示されておりません。

公会計については、あと2年間、固定資産台帳を整理することによって、進めていきたいというような旨のお話がありました。

私は、今回の予算にて、こういうことで町を運営していきたいというふうなことがないと、先ほども言われてもらいましたが、やはり1年の予算を決めるに当たって、本年は多くの予算が要るわけですが、今年はこういうことをやりたいという気持ちもあってもいいんじゃないかなというふうに思うところであります。

町長も、夢と希望、口では言うんですけど、本当に町民の皆さんが夢と希望を持てるのかなというふうに思いますし、予算の編成に当たっては、中長期

的な展望に立って、総合計画を踏まえて、健全で自立的な財政運営の確保に努めるというふうに書いておりますし、財産管理についても、財政状況の講評についても書いております。

財政全般にわたって、町民の皆さんに情報が共有できるような状態もつくっていただきたい。

こういった厳しい中では、それなりの予算であったのかなということを、意見として述べさせていただいて、賛成討論とさせていただきます。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「令和2年度久万高原町一般会計予算」は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議 長 議案第29号「令和2年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第29号「令和2年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 議案第30号「令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第30号「令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議長 議案第31号「令和2年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第31号「令和2年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議 長 議案第32号「令和2年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」について、
質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第32号「令和2年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第33号「令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」について、
質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第34号「令和2年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算」につ
いて、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第34号「令和2年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第35号「令和2年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第35号「令和2年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第36号「令和2年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算」について、
質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「令和2年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議 長 議案第37号「令和2年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」について、
質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「令和2年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議長 議案第38号「令和2年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号「令和2年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第39号「令和2年度久万高原町立病院事業会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第39号「令和2年度久万高原町立病院事業会計予算」は、
委員長報告のとおり可決いたしました。

議長 議案第40号「令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」について、
質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第40号「令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 議案第41号「令和2年度久万高原町簡易水道事業会計予算」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号「令和2年度久万高原町簡易水道事業会計予算」は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議長 お諮りします。

日程第38、議案第42号から日程第39、議案第43号までの指定管理者の指定について、2件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号から議案第43号までの2件を一括議題にすることに決定しました。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 議案第42号「農村集落古味多目的施設の指定管理者の指定について」、農村集落古味多目的施設について、管理実績のある古味自治会を指定管理者として指定するものである。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間となっています。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第43号「久万高原町おもごふるさと市場・久万高原町面河特産品開発センターの指定管理者の指定について」、現在の指定管理者の指定期間満了に伴い、当該施設の指定管理者として、管理運営実績のあるおもごふるさと市実行委員会を、引き続き指定管理者として指定するものである。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで5年間となっています。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引き取りください。
委員長の報告は終わりました。
これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。
議案第42号「農村集落古味多目的施設の指定管理者の指定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって議案第42号「農村集落古味多目的施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第43号「久万高原町おもごふるさと市場・久万高原町面河特産開発センターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第43号「久万高原町おもごふるさと市場・久万高原町面

河特産開発センターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 お諮りします。

日程第40、議案第44号から日程第41、議案第45号までの町道路線の認定、変更について、2件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号から議案第45号までの2件を一括議題にすることに決定しました。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 議案第44号「町道路線の認定について」、道路法第8条の規定により、町道路線の認定について、議会の議決を求めるものであります。

町道上高富重線、これは林道から昇格に伴い、町道として認定するものであります。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号「町道路線の変更について」でございます。

道路法第10条第3項の規定により、町道路線の変更について、議会の議決を求めるものであります。

1. 町道宮ノ前越の峠線、これは県道落合久万線の改良工事に伴い、起終点の位置を変更するものであります。

2. 町道久万町本線、これは県道落合久万線の改良工事に伴い、終点の位置を変更するものであります。

3. 町道真弓線、真弓隧道の廃止に伴い、終点の位置を変更するものでござ

います。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引き取りください。
委員長の報告は終わりました。
これより、質疑、討論、採決につきましては、1件ずつ行います。
議案第44号「町道路線の認定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号「町道路線の認定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 議案第45号「町道路線の変更について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第45号「町道路線の変更について」は、委員長の報告のとおり決定しました。
ここでしばらく休憩します。 (午後3時05分)

(休 憩)

議 長 休憩前に続き、会議を開きます。 (午後 3 時 1 3 分)

議 長 お諮りします。

お手元に追加議事日程が配付されております。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、日程を追加して議題とすることに決定いたしました。

議 長 追加日程第 1、報告第 4 号「工事請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

報告第4号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号「工事請負契約の締結に関する専決処分について」は、原案のとおり承認しました。

議 長 追加日程第2、議案第46号「久万町・面河村・美川村・柳谷村新町建設計画の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第46号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「久万町・面河村・美川村・柳谷村新町建設計画の変更について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 追加日程第3、議案第47号「久万高原町千本高原キャンプ場の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第47号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第47号「久万高原町千本高原キャンプ場の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 追加日程第4、議案第48号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さん」地域情報提供室・体験展示研修室の指定管理者の指定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第48号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域情報提供室・体験展示研修室の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議 長

追加日程第5、議案第49号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第49号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 追加日程第6、議案第50号「工事変更請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 防災行政無線の変更契約、これに異論を唱えるつもりはありませんが、どう

しても午前中からの議論のコロナウイルス、特に災害対応時に、この防災行政無線が果たして使えるのか使えないのかというのが、私は非常に心配であります。

今回のように、なぜ使わなかったのか。あるのに使わなかったんです。このことを、これだけ大きな金額を投資して、整備していく。しかし、一番情報を伝えなきゃならない方が使わなかったら、指示を出さなかったら何も意味がないんですね。そのことに本当に使えるのかどうかの疑問なんですけど、はっきり使うんだという意味においてですね、この放送の器具を使う基準を教えてください。放送する基準を。どういう場合に放送するのか、教えてください。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

まず、最優先されるのは、町民の皆さんの安心安全のための情報提供でございます。それ以外にも、町の活性化のために、必要なさまざまな情報提供はしていきたいというふうに思っております。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 従前から言われておりますが、例えば、地域のイベントの開催中止・延期であるところは優先して放送されています。

ただ、今回は、重大な放送を、伝達をすべきであるところを伝達しなかった。最終的に、災害時の放送をする、しないは誰が決定するのでしょうか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

今回につきましては、コロナウイルス対策の本部会議の結果をもとに、住民にお知らせすべき内容につきましては、複数、繰り返し情報提供をいたしてご

ざいます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の当初の発表から変更する際の理事者の説明の中では、この防災行政無線を使わなきゃいけないんじゃないかと、そういう御議論が対策本部の中であつたように報告を受けております。

しかしながら、現実はこの防災無線を使わなかったと、使わなかったということですね。

使わなかったというのは、なぜ使わなかったのかというのは、私たちは非常に疑問であります。

ただ、先ほどからお聞きしている基準ですね。無線放送をすることによって、住民が混乱を来すのか来さないのか、その判断はどういうところにあるんでしょうか。そこでする、しないという判断は。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

やはり住民の安心・安全のために、災害のために必要なものというのは、情報提供を放送ですということ、一番重要だというふうに思います。

その内容につきましては、今回のコロナウイルス対策につきましても、住民の皆さんに注意喚起の時点で放送させていただきましたし、それから、先日も、医療機関への問い合わせについても、周知徹底をさせていただきました。

住民の皆さんに広く、早急に情報提供すべきものというところを判断して、提供をいたしております。

それ以外の個々の対応につきましては、個別に連絡等を職員がして、対応しているということで、いかに住民の方に正確に情報を伝えるかというところは、非常に我々も重要だというふうに思っております。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条

ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 余り深く、これ以上お聞きするつもりはないんですけども、ただ一つ言えることは、今回、防災行政無線を使う上での初動において、今回、防災行政無線を使う時期が遅れたと私たちは判断していますが、今回の防災行政無線を使う時期については、間違いなかったと。今後もこういう対応でいくということでしょうか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

先ほどの質疑の中でも御説明いたしましたように、今回の件につきましては、しっかりと検証をして、防災行政無線の発表の時期、周知の時期が適切だったのかといったところも含めて、しっかりと検証はしたいと思います。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 何度もこの関連質問が出ておりますけれども、しっかり専門家によるしっかりした対策本部、そしてそのことが初動に遅れを生じさせないように、しっかりした議論、そしてまた、適切な時期に議会への相談、あるいは協議、そういったものをぜひやっていただかないと、私たちも住民に対して、なぜ今回こうなったのかという説明ができませんので、そのあたりはしっかり検証していただき、住民が不安を持たないように、そういう行政を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

岡部議員の御指摘のとおり、議員初め町民の皆さんに、しっかりとした情報提供ができるように、そのためには、今回の対応というのは、これからも大事ですけれども、これまでの対応も、しっかり検証をさせていただきたいと思えます。

議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第50号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号「工事変更請負契約の締結について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 追加日程第7、発議第1号「「労働者協同組合法」の早期制定を求める意見書について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
発議第1号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、発議第1号「「労働者協同組合法」の早期制定を求める意見書
について」は、提出者提案のとおり可決いたしました。

議長 追加日程第8、「総務文教厚生・産業建設常任委員会所管事務調査報告」を

行います。

熊代総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

総務文教厚生常任委員会所掌事務調査報告。

当初の目的と内容が変わりましたが、2月5日より7日まで、千葉県幕張メッセにて第3回地方創生エキスポに参加し、講演を受講、研修しましたので、報告いたします。

まず、スマートシティの展望ということで、人口減少社会に対応したまちづくりと、スマートシティの将来像では、人口減少において、AI、IoT、テクノロジーを最大限に生かし、どこでも仕事ができ、企業活動が成り立つ社会の実現や、女性が活躍できる環境、若者が希望を持って生きていけるビジョンを提示するなど、ソサエティー5.0の実現による地域の課題解決で、地方への人、資金の流れを強化し、新しい医療、教育、自治体などを受講し、共感いたしました。

真の地方創生と公共図書館の役割では、地域を知らなければならない。地元に関心がなく、課題がわからない。図書館を拠点としたデータベースから、地域の伝統、文化、歴史を知って考えるなど、再充実、再整備することや、コンサルに丸投げせずに、自分たちのことを自分たちで真剣に考えるべきであるとのことでした。

続きまして、地域観光づくりでは、持続可能な地域のために、地域主導型観光への転換、住んでよし、訪れてよし、の観光まちづくり。幾ら観光客が来ても、町の人が幸せでないと意味がなく、町を回遊してもらう仕組みや、地域資源の商品化など、講演を聞きました。

次に、スポーツツーリズムは、地方創生のエンジン、スポーツで人を動かす仕組みづくりでは、スポーツとツーリズムの融合。ツーリズムの現状は、訪日外国人数の急増。2016年以降、伸び率はダウンしているが、団体旅行から小グループ、個人旅行へ移行し、物見遊山から目的旅行へ、物消費から体験型のこと消費へと変化し、交流人口の拡大、旅行振興から観光による地域振興、

観光振興づくり、高齢化社会、人口減少社会を補う観光の役割が変化している。

スポーツの現状は、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピックなど、メガスportsの誘致。参加型では、スキー、ゴルフの国内市場の縮小。マラソンやサイクルツーリズムの注目拡大、地域密着型プロスポーツへのシフト。少子高齢化社会の影響は、学校、クラブ活動の縮小。健康寿命の延伸への効果など、スポーツの役割変化や課題がある。

スポーツによる地域活性化、スポーツ振興からスポーツを触媒としたビジネス連携、スポーツによる地域の魅力づくり、発信、交流人口拡大、関係人口拡大、定住人口拡大。人材育成、コミュニティ形成、健康寿命延伸のスマートライフ、アクティブライフスタイルなど、スポーツツーリズムは、する・見る・支えるなどの役割がある。

我が町には、豊富な自然があり、各種競技や大会も行っている観点から、今後、もっと掘り下げて考えるべきだと思いました。

自然資源を活用したアウトドアスポーツツーリズムは、各地域に存在する山・川・高原等の自然環境下で、景観、環境、文化に親しみながら、体験が可能な身体活動を伴うアクティビティーを楽しむツーリズムを企画立案し、交流人口、関係人口を拡大するべきだと思いました。

長期継続的な人的交流を図るために、スポーツ合宿やキャンプの誘致など、地方自治体スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツと自然資源を掛け合わせたまちづくり、地域活性化に取り組む連携組織、地域スポーツコミッションを設置し、スポーツによる持続的なまちづくり、地域活性化へ結びつけるべきだと思いました。

スポーツの力を活用して、各地域が持つ多様な社会課題を解決し、地域経済活性化に貢献し、さまざまなスポーツ関連領域で活躍する優秀な人材を継続的に育成、輩出し、スポーツを通じた健康増進、心身形成、病気予防など、自然と体を動かしてしまう、楽しい町への転換も考えるべきだと思いました。

これから地域における必要な機能として、新たな観光地域づくりのプラットフォームをつくり、市長がリーダーシップを発揮し、組織イノベーションを起こし、地域の隠れたスポーツ資源の発掘、スポーツを触媒とした文化、観光、産業との連携を考えていくべきだと思いました。

次に、地方創生のさらなる飛躍に向けて、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、関係人口の拡大や、企業版ふるさと納税、ソサエティー5.0の推進、5G情報通信基盤整備を早期に整備するスーパーシティの推進など、2020年は新たな幕開けであると聞きました。

インバウンド成功事例では、外国人観光客が6年で4.5倍、小さな都市、豊岡市のインバウンド戦略では、人口減少を緩やかにし、人口の目標値の設定や、減っても元気なまちづくり、突き抜けた価値の創造、小さな世界都市、小さくても世界の人々に尊敬される町、世界に通用するローカルを磨くなど、やる気と勢いを感じました。

環境都市豊岡エコバレーでは、農薬を使わない、80%減少で、コウノトリを自然回帰させたり、米を6カ国に輸出していました。

一番印象に残ったのは、人材育成に、楽天トラベルより人材派遣を受け、だいたい交流課を設置し、データを駆使し、目標を明確に持ち、スピード・スピード・スピードで、地域の稼ぐ力を引き出していたところでした。

自治体に民間の力や目線が入ることにより、活性化され、ローカルとグローバルが一体化するのだと思いました。

Web戦略やメディア戦略も圧倒的で、17国98社に発信、代理店5カ国と、すごい発信力があると思いました。

インバウンドからまちづくりということでしたが、圧倒的に突き抜けたプラス価値は、我が町も見習うべきものが非常に多いと感じました。

ソサエティー5.0を実現するスマートシティ推進プラットフォーム（都市OS）では、市民主導による地域や後継のためのデジタルイノベーション、データは市民個人のものであり、オプトインを徹底することや、三方よしのルールを徹底し、新たな公共ガバナンスを構築すること。生活圏で計画し、地域間連携を実現することなど、聴講しました。

最終日には、第2期地方創生総合戦略、地方版の課題を受講し、人を育て、コミュニティーを再生し、地域を輝かせる地域力創生大学校や、新しい方法を生み出し、地域とともに進化する現場主義、研修から、アクティブラーニングへなど、未来構想を聴講しました。

人口ビジョンについては、地区集落によって、人口動態は違い、どの年代の

人が、何人ぐらい住んでもらえばよいのか、地域住民に共感できているのか。必要なのは、日常の生活圏がイメージできることと、具体的な数字の小規模地域での人口推計が有効とのことでした。

毎年、地域人口の1%分を新たに取り戻していけば、地域人口は安定し、取り戻した人口1%分、所得も1%増やさなければならない。

人口の維持増加には、地域経済の基盤強化が必要で、そのためにも、地域経済の循環分析が必要とのことでした。

今後の方向としては、都道府縣市町村会などと連携した人材育成、大学、高校、地域活性化に興味を持つ企業、団体との連携、海外機関との連携、小規模地域人口推計と、地域経済循環分析の一層の普及、地域プロモーションの推進、クラウドファンディングを活用した地域活性化の推進、自治体議員の活動と連携強化など、直ちに事業展開を図るとのことでした。

成熟社会では、地域共生社会の創造が重要で、データをすり合わせし、納得いくものを時間をかけてつくるのが大事だと思いました。

今回の研修を通して、我が町では、本格的な取り組みができているのか、町民に浸透しているのかなど、考えさせられました。

今後、地域が熱く取り組み、下から積み上げ、人材を育て、生かし、民間と協働し、地域経済の視点で取り組み、人材、資源の有効活用や、高等教育機関との連携の必要性や、幼児義務教育の強化など、3チームで地方創生を考えていくべきだと思いました。

最後に、今、町の課題でもあります新型コロナウイルスを懸念していましたが、議員全員が無事研修できましたことに感謝いたします。

以上で報告を終わります。

議長 次に、岡部産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 総務文教常任委員会と同行しまして、産業建設常任委員会も、千葉県幕張メッセで行われました研修に参加をさせていただきました。

調査研修目的は、持続可能なまちづくりということで、参加議員は産業建設常任委員会6名でございます。

では、研修内容について、かいつまんで御報告を申し上げます。

持続可能なまちづくりを目指す研修として、第2期まち・ひと・しごと地方創生総合戦略に係る講演に参加し、元総務大臣の増田寛也氏及び同片山善博氏を初め、多くの講師による地方の課題解決に向けた取り組みについて、聴講をいたしました。

第2期における国の新たな視点としましては、まず1番目に、企業や個人による地方への資金の流れの強化。

2番目といたしまして、SDGsを原動力とした地方創生。

3番目として、人材のさらなる掘り起こしや育成、活躍を支援。

4番目として、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業との連携。

5番目として、誰もが活躍できる社会の実現。

6番目として、地域経営をマネジメントの視点で取り組む、などが重点目標とされております。

目標を達成するためには、地域住民が全員参加の地域づくりをする気風にあふれているかが重要といわれ、それをつくっていくのが行政、自治体職員の仕事であるとし、地域に飛び出す公民活動が望まれる中であって、自治体の人材育成が進んでいない現状を早急に改善しなければならないと言われております。

どんなすばらしい事業計画であっても、動かす人材がいなければ、うまくいくはずがなく、人材の育成が遅れると、前に進むことができないことから、義公の覚悟を持った人材発掘も重要であります。

今後、少子高齢化の影響で縮小社会に入り、人口が減少することで、消費や税収が落ち込み、これまでどおりの民間事業運営や公共サービスが維持できなくなる可能性が高くなることから、それを克服するためにも、地域に心を寄せ、志を持って地域にかかわる人たちを増やす必要があります、全員参加の地域づくりの意識及び風土づくりが重要になってくるともいわれておりました。

そこに住み、その自治体に税金を納めていても、行政任せの住民が多ければ、幾ら関係人口を増やしても期待される効果につながらないことから、関係人口を増やすことも大事だが、無関心住民を減らす努力も必要であるとも力説され

ておりました。

また、市町村合併後の広大な面積を持つ久万高原町のまちづくりにおいては、住民活動全てを一緒にした全体としての支援だけではなく、小さい個の地域の部分にも目配りをした支援策も必要であり、人口減、高齢化で弱体化しつつある地域や、地域に根差した団体には、災害の場合などの対応の役割にも鑑み、これまで以上に温かい目配りと、地域にあった、メリ張りのある施策が必要であるとも感じました。

受講会場は、多くの著名な講師が出席する中、どの会場も満席になるほどで、講演に対する関心の高さに驚きましたが、課題解決の糸口を探ろうとする自治体関係者の逼迫感のあらわれであるとともに、場内では、数多くのブースで、さまざまな企業の取り組みが紹介され、そのほとんどが立ち見客で埋まり、説明に聞き入る方々の真剣なまなざしは強い気迫を感じさせるものがありました。

研修で感じたことは、今後において町が取り組む戦略内容は、安易に手引書に頼らずに、企業人の活用も含めた人材確保を行うなどして、自前のグランドデザインを策定して、地方創生に取り組んでいくことが重要であり、今後の取り組み方によっては、持続可能な町になるのか否かの分かれ目になることから、議会においても、さらなる危機意識を持って取り組むべきとの思いを強くいたしました。

以上でございます。

議長 以上で、両常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

議長 追加日程第9、「ICTでまちづくり特別委員会視察研修報告」を行います。
委員長報告を願います。

(瀧野 志 ICTでまちづくり特別委員会委員長を指名)

瀧野委員長 ICTでまちづくり特別委員会の検証報告をいたします。

我々特別委員会は、2月20日、21日の2日間、10名で滋賀県高島市今津町で、ITを活用した農業を目指す取り組みをされております株式会社アー

ステック 代表取締役 水尾学さんのもとに研修に行っていました。

水尾さんは、柿農家に生まれ、お父さんがつくられた柿は評価が高く、自然と高齢者が生み出した地域の農産物は、その土地でしかできない最高の付加価値であると気づいたと言われております。

そうした中で、地域の農産物とIT、IoTなどの最新技術の融合によりまして、新しい価値を生み出せると判断をされ、地域で受け継がれてきた農産品の生産過程での技術を、後継者層に残せるものをつくりたいの一念から、会社を立ち上げられたというふうに話されておりました。

水尾さんは、柿農家の後継者として、いろいろなITツールを用いた経験を生かし、遠隔操作による運用をされており、高齢となられた父親との技術の伝承についても、解決をすることができるようになったと言われておりました。

それは、画面を見ながら、柿の剪定であったり、収穫時期であったり、畑に行くことなく、父親は自宅のパソコンの画面を見ながら技術指導をされていると説明を受けました。

次に、圃場の情報管理サービスについてであります。

ドローンによる画像や、マルチスペクトルカメラを用いたさまざまなフィールドでのセンサー情報を融合し、高度な生育分析を実現するサービスや、世界初となるドローン画像によるデープランニング技術を用いた、病害虫に侵された部分だけを確認することができるようになり、ドローンの利用によって、農薬散布が容易にでき、薬剤散布においても、誤差が3センチ程度の確率で、ピンポイントに農薬散布することができる。

全面散布に比べまして、残留農薬も少なく、佐川の大豆畑の実験事例などを挙げていただきましたが、本当に優良な農産物の生産に役立っているというふうに、説明をされておりました。

次に、ハウス情報管理システムですが、ハウス内に設置された大量センサーの多変量解析と、フローラの両画面に設置したスマートフォンで連続撮影した位置情報を含む画像データの解析から、トマトを収穫予想個数カウントや、収穫適期を予測することができ、作業効率が非常に上がったというふうに言われておりました。

次に、遠隔作業支援サービスについて、お話を聞きました。

遠隔支援サービスは、スマートデバイスのカメラを活用することで、オペレーターの目があたかも現地にあるかのように、遠隔地からの作業支援を実現できるものであります。

実際には、農産品の生産に高度な技術を持たれている高齢者の皆さんが、自宅でパソコンを見ながら遠隔装置により、現場の画像を見て、的確な作業のアドバイスができ、技術の伝承に役立っているというふうに言われておりました。

また、このシステムを利用することによりまして、柿の木やリンゴの木に数字を入れ、遠隔地のお客様に現地画像を送ることによって、観光農園の紹介や、柿やリンゴなどのオーナー制度など、よりリアルに説明ができ、観光PRや森林公園の紹介なども可能であり、久万高原町が取り組む事業の紹介や、農村と都市の子供たちを中心とした課外授業にも利用でき、まちなか交流館の利用も、多目的に使えることになり、所期の目的であります交流人口も増えるというふうに期待をいたしたところであります。

また、人口減少、高齢化の進む久万高原町にとって、喫緊の課題であります基幹産業の農業、林業につきましても、イニシャルコストが幾らかかるのか、ランニングコストが幾らかかるのか、経営指数を計算し、早くICT化に取り組むべきだというふうに感じました。

また、全国の人口が減少する中、農業、林業も含んでありますが、今後は何かほかの農産物の生産や、同じことでもやり方を変えたり、他の事業についても、町が町として考えなければならないときが来ているふうに思います。

今後、とにかくAIによって、世の中大きく変わると思います。急いで取り組むべきだというふうに思います。

以上、研修の報告といたします。

議長 以上で、ICTでまちづくり特別委員会報告を終わります。

議長 お諮りします。

以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、これで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、これで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

(午後 4 時 0 7 分)

町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

お忙しい中、御参集を会期期間中賜りまして、おかげで提案をいたしました議案全てお認めをいただきまして、大変にありがとうございました。

補正、それから新年度予算、早速に、迅速に、そしてまた正確に執行できるように努めてまいりたいと思っております。

また、委員会本会議、また委員会の中で、今日もでありますけれども、大変貴重な提言もいただきました。そちらにつきましては、今後の町政運営にしっかりと運営をしてまいりたいというふうに思っております。

ちょうど時節柄、御案内のようなところがございます。子供たちの、そして高齢者の健康管理にしっかりと努めながら、また今日もございました、困窮を少し目につくようになってまいりました、処遇者の対応についても、しっかりと対応をしてまいりたいと思っております。

なお、議員の皆様方には、今後も体調管理にお気をつけをいただきますように心から念じまして、失礼申し上げましたけれども、閉会に当たってのお礼の御挨拶にかえさせていただきたいと思っております。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

令和 2 年初の当初本会議が、皆さん活発で、真摯な御意見が交わされましたこと、心からお礼を申し上げます。

これからは皆さんに御議論いただいたことが、当初予算の上であらわれてき

てですね、確実に、スピーディーに、強力に執行部のほうで推進してもらって、町の人たちが、町民の人たちが、町はそのほうに向かっているんだよというものが見えるような施策で実行していただきたいと、このように思います。

本当に真摯な御意見賜りましたこと、みんなで心にとめて、これからまちづくりのために邁進していただきたいと、このように思います。

コロナが、いよいよまだ広がっていきそうな気配もあります。どうかひとつ、皆さんにはお体、十分御自愛の上、ひとつ注意していただきますように、心から念じまして、閉会の挨拶にかえたいと思います。

本当に御苦労さまでした。

議 長 以上で、令和2年第2回久万高原町議会定例会を閉会します。

事 務 局 (終 礼)